

# 公衆衛生學研究科

## 公衆衛生學專攻

專門職學位課程

博士後期課程

# 目 次

## IV－I．専門職学位課程（MPH）

(1) 教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	1
(2) コンピテンシー基盤型教育、問題解決型アプローチ	4
(3) 養成人材別の達成すべき能力	7
(4) 行事予定	8
(5) 授業科目一覧、授業時間割、授業科目の概要	9
(6) カリキュラムマップ	16
(7) 教員一覧	18
(8) 履修の手引き	
1. 履修の申込みと変更の届け出等	21
2. 授業科目の履修	22
3. 成績評価および GPA 制度	24
4. 海外提携大学との交流及び留学支援	25
5. 履修届・履修科目変更届（見本）	26
(9) アカデミックアドバイザー（AA）	28
(10) 研究科委員会賞	28
(11) その他留意事項	28
(12) 授業年間時間割	30

## IV－II．博士後期課程（DrPH）

(1) 教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	32
(2) コンピテンシー基盤型教育、問題解決型アプローチ	35
(3) 行事予定	38
(4) 授業科目一覧、授業時間割、授業科目の概要	39
(5) カリキュラムマップ	44
(6) 教員一覧	46
(7) 履修の手引き	
1. 履修の申込みと変更の届け出、学位申請等	49
2. 授業科目の履修	50
3. 成績評価および GPA 制度	52
4. 海外提携大学との交流及び留学支援	53
5. 履修届・履修科目変更届（見本）	54
(8) 学位授与	56
(9) その他留意事項	58
(10) 授業年間時間割	60

(1) 教育目的、ディプロマポリシー・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

＊教育目的

公衆衛生学研究科は、建学の精神に則り、人々の命を守り健康を増進させるとともに、健全な保健医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上、健康を維持する社会づくりに寄与する。そのために、様々な公衆衛生上の課題に対して指導的立場で科学的判断に基づく問題解決ができる高度専門職業人を養成する。また保健医療活動に代表される、人々の生命を守る活動を統括指導できる高度な実践能力とリーダーシップを併せ持つ公衆衛生の上級管理者・上級指導者の養成を目的とする。このような公衆衛生の人材育成を通じた社会貢献を行うことが研究科の教育目的である。

- 公衆衛生学専攻（専門職学位課程）は、国内外の現場で発生する公衆衛生上の諸問題に対して専門領域ごとに指導的立場で問題解決ができる高度専門職業人の養成を目指している。

＊ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

公衆衛生学研究科専門職学位課程は、国内外の現場で発生する公衆衛生上の諸問題に対して専門領域ごとに指導的立場で問題解決ができる高度専門職業人の養成を目指している。従って、高度専門職業人養成という観点から以下のような能力を身につけ、かつ2年コースの場合は2年以上、1年コースの場合は1年以上在学し、課題研究報告書の審査に合格し、所定の単位を修めた者に対して学位を授与する。

1. 公衆衛生の5つのコア領域（疫学、生物統計学、社会行動科学、保健政策・医療管理学、産業環境保健学）の基本的内容を理解している。
2. 環境・社会との関わりから健康事象を理解し、健康問題に包括的な視点をもって対処できる専門的知識・技術・態度を習得する。特に今日の医学・医療や人々の健康を取り巻く状況の変化を理解し、実際の現場で対処できる専門的な技術と指導力を有している。
3. 集団を対象とした健康事象の把握手法、および因果関係推定の技法であり、根拠に基づく医療（EBM：Evidence Based Medicine）に必須である疫学を修得することにより、科学的根拠に基づく医療や公衆衛生活動を実践できる専門的な技術と指導力がある。
4. 予防、診断・治療、社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを体系的に理解し、それを公衆衛生の実践に適用できる専門的な技術と指導力を有している。
5. 身体的・心理的・社会的に弱い状況におかれた人々の立場を理解したうえで、予防、診断・治療、社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを体系的に把握し、それを公衆衛生の実践に適用できる専門的な技術と指導力がある。
6. 対象となる活動の場が国内外の如何を問わず、公衆衛生の課題についてグローバルな視点を備えて事象の理解ができる。
7. 研究科で定めた専門職学位課程に必要なコンピテンシー（別記）を備えている。

## \*カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）

学位授与に要求される知識・能力を修得するために、公衆衛生学専攻（専門職学位課程）では、以下の方針でカリキュラムを編成する。

1. 国際標準として公衆衛生専門職に求められる一定レベルの知識・技能を習得するため、米国の公衆衛生教育協会 Council on Education for Public Health（以下、CEPH）の認定基準に準拠し、「疫学」、「生物統計学」、「社会行動科学」、「保健政策・医療管理学」、「産業環境保健学」の5つの領域（科目群）を設け、養成する人材像にかかわらず、各領域の基礎科目を必修科目としている。
2. 社会や環境との関わりで人間を捉えるという疫学的な思考と公衆衛生マインドを涵養するため、養成する人材像にかかわらず、「疫学」と「生物統計学」の講義・演習、ならびに「公衆衛生倫理学」を必修科目として設定している。
3. 現場の問題に発し、現場の実践に資する能力を身につけるため、理論先行の公衆衛生教育から一歩踏み出し、ケースメソッド演習やグループ討論、現場実習による実践教育に重点を置き、「調査・研究法概論」によりリテラシー教育を行い、各養成人材に適合する以下のような演習科目や実習科目を配置するとともに、「インターンシップ」科目も設けている。さらに知識の体系化を図る、言い換えれば実践の場に還元できる能力を身に付けるために、「課題研究」を必修としている。

### 養成する人材像と関連する科目の具体例（一部）

【総括産業医・労働衛生コンサルタント・産業衛生学会専門医】産業環境保健学実習、産業精神保健学演習

【産業・環境保健の作業環境測定士・環境計量士】産業環境保健学実習

【保健医療機関・コメディカル部門の管理者】医療経営学演習、医療管理学実習

【臨床試験・生物統計の専門家】臨床疫学、基礎生物統計学、データ解析演習、社会調査データ解析演習

【国際保健の専門家】国際保健学演習、国際保健学実習

【地域保健医療の専門家】地域保健学

【公衆衛生行政の専門家】医療保障政策論など

4. 公衆衛生上の広範かつ多様な課題に対応するための公衆衛生専門職業人に求められる資質・能力（コンピテンシー）と問題解決力を身に付けるため、「課題研究」「リーダーシップ・マネジメント論」の科目を設けている。
5. 海外の最新事情や最先端の知識に触れてグローバルな視点を身につけるため、5つの領域ごとの世界的権威であるハーバード大学やオックスフォード大学、ケンブリッジ大学等の教授陣による「特別講義（冬季集中）」を設けている。加えて、主にアジア諸国の提携校の学生も参加して実施される英語による講義科目（「Healthcare Management」、「Universal Health Coverage & Aging Society」）も設けている。

## 公衆衛生学研究科について

帝京大学大学院公衆衛生学研究科（帝京 SPH）は、2011 年 4 月に専門職学位課程として開設されました。Master of Public Health (MPH)に加えて、2014 年 4 月には Doctor of Public Health (DrPH) を取得できる博士後期課程も開講しました。本学の建学の精神と教育指針にある実学、国際性、開放性に則り、公衆衛生の専門職の育成を目的にしています。

帝京 SPH の特長は、ハーバード大学等との連携のもと、国際基準で必須とされる 5 分野（疫学、生物統計学、産業環境保健学、保健政策管理学、社会行動科学）を基本としたカリキュラム、21 世紀の保健医療専門職の教育として必要とされるコンピテンシー基盤型教育を通じた問題解決のできる人材、すなわち、世の中や社会あるいは組織を変えることのできる“Change Agents”の育成です。

日本や世界の公衆衛生と保健医療福祉は常に大きな問題を抱えています。時代により問題は変化し、解決方法も一様ではありません。現在、そして将来の課題と社会のニーズに対応できる Change Agents を育てるため、以下のミッション、ビジョン、バリュー、そして、ゴールをもとに、教育、研究、そして公衆衛生の実践を続けます。

### ミッション

社会における公衆衛生課題の解決を目指すリーダー（Change agent）を養成する教育と、実践に結びつく科学的研究を通じて、健康でより良い社会をつくり、いのちとくらしを衛ります。

### ビジョン

- ・ 公衆衛生専門職教育のフロントランナーとして、科学と実践を結ぶ問題解決能力と研究能力を養い、より健康な社会づくりを目指すリーダーを育成する場であり続けます。
- ・ 公衆衛生の専門職教育と連携し、公衆衛生課題の解決に結びつく研究に基づいてより健康で良い社会に変えます。

### バリュー

自発的に、実践的に、多様に、革新的に、科学的に、国際的に、公衆衛生活動を共に。

### ゴール

- ・ 公衆衛生課題の解決に資する実践的・科学的研究を国内外で実施し、その成果をもとにより健康な社会の実現に努めます。
- ・ 日本とアジアの公衆衛生大学院における専門職教育改革を推進するため、高い資質と能力を備えた専門家を世に送る専門職大学院の実践的な教育方法の開発と実施に努めます。
- ・ 日本国内外でおこる公衆衛生の現在あるいは将来の課題に取り組むよう、地域や産業界などとも連携し、地域社会（コミュニティ）での公衆衛生に貢献する活動を行います。

公衆衛生学研究科長 福田吉治

## (2) コンピテンシー基盤型教育、問題解決型アプローチ

### コンピテンシー基盤型教育

学術の深奥をきわめることではなく、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学術及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職大学院として、専門職たるにふさわしい能力・資質を明示することは、学習を行う上でもその教育を行う上でも有用と考えられる。いま欧米で広がっているアウトカム基盤型教育と修得すべきコンピテンシー設定は世界的流れになっている。本学の建学の精神にある国際的視野を持つためには国際的基準に則った教育は必須である。公衆衛生専門職に求められるコンピテンシーについて、米国公衆衛生大学院協会（ASPPH）は2006年に7つの項目を提示している。本研究科ではこれらの背景も含め検討した結果、以下の8項目の資質・能力を専門職学位課程（MPH）のコアコンピテンシーとして定めた。

#### I. コミュニケーションと情報科学

データを収集、取捨選択・統合して意味のある情報とし、目的に応じて戦略的に情報提供や知識共有を進める能力

1. 他者と意思疎通し、他者から学び、他者に働きかける積極的な姿勢を持つ。
2. コミュニケーションに必用十分な文書作成と説明・会話ができる。
3. データの収集、処理、伝達のために使える手段と設備、制度を説明できる。
4. 社会、組織、個人の要因やそのヘルスリテラシーに応じたコミュニケーションができる。

#### II. 多様性と文化

世界及び国内、地方・地域のさまざまな個人や社会（組織）と協力して活動する能力

1. 異なる文化的価値観や社会的伝統に応じた保健計画や戦略を策定できる。
2. 公衆衛生に関係するさまざまな職種の役割を説明できる。
3. 人々が自ら参加する公衆衛生活動の成立条件を説明できる。
4. 健康格差を生み出している多様で構造的な不平等の要因を説明できる。

#### III. リーダーシップ

組織や社会の抱える問題の解決のために未来を見据えた目標を作り、伝え、共有させるとともに、それに向かって献身的に取り組む能力

1. 組織の使命と役割および将来目標について明確に説明できる。
2. 人々が合意形成し、協力して問題解決できるよう動機づけできる。
3. チーム作り、交渉および紛争解決ができる。
4. 全ての行動で透明性を維持し、誠実かつ勤勉に活動できる。

#### IV. 医学・生物学的基礎

公衆衛生の基礎に医学・生物学があることを理解しそれに基づき判断する能力

1. 生物学的、化学的、物理的な要因と健康の関わりを説明できる。
2. 疾病の予防と管理のために、生物学の原則を適用することができる。

## V. 専門家としての職業意識

身体的・心理的・社会的に弱い状況におかれた者の立場を十分に理解・共感し、公衆衛生上の倫理規範に基づいて実践する能力

1. 清廉潔白さ、熱意、誠実、すべての人を尊重するという意識を常に持つことができる。
2. 公衆衛生の倫理要項や人権規約、社会正義を公衆衛生の実践に適用できる。
3. 常に専門職としての知識と技術の維持向上に努め社会の変化に対応できる。

## VI. 計画策定

個人や社会の健康向上を図るための戦略を描き、発展させ、実施し、評価するための計画(保健計画)を策定する能力

1. 保健計画における目的、測定可能な目標、関連の活動、期待される成果を説明できる。
2. 個人、組織、社会の様々な要求に優先順位をつけ、それに基づいて資源配分を行える。
3. 保健計画について「構造」、「過程」、「結果」のそれぞれ評価の相違を説明できる。
4. 定性的・定量的評価各々の信頼性と妥当性、強み、限界、適切な応用法を説明できる。

## VII. システム思考

公衆衛生的事象は、人間と社会制度との動的相互作用から生まれることを理解し、システムが個人・グループ・組織・社会・環境間の関係に及ぼす影響を認識する能力

1. システムアプローチを公衆衛生的問題に応用する際の長所・短所を評価できる。
2. 公衆衛生システムの変更で生じる意図しない結果を同定、説明できる。
3. 政治的・社会経済的政策の変化に伴う地方・国家・国際レベルでの影響を分析できる。
4. 公衆衛生関連の問題やシステムの世界的潮流、相互依存の影響を分析、説明できる。

## VIII. 国際通用性

公衆衛生分野の世界の最新の情報を収集・理解し、国際通用言語でコミュニケーションでき、国内外の実践活動についてグローバルな視点で述べる能力

1. 世界の最新の公衆衛生学上の成果や動向を収集、理解できる。
2. 英文で報告書などを作成することができ、国際学会等で発表・討論することができる。
3. 自分の関わる公衆衛生学上の課題についてグローバルな視点で述べることができる。

## 問題解決型アプローチ

公衆衛生の体系的知識と技能を問題解決の実践に活かす能力を会得するため、問題解決型の課題研究報告書を作成する。その際にはフィールドにおける主体的な活動も重視する。

こうした公衆衛生活動の実践能力や公衆衛生の実務家としての資質をより具体化し、8つのコンピテンシーとして明示化し、教育課程においてその各項の習得を目指す。

問題解決型アプローチは、帝京大学公衆衛生学研究科で目指す問題解決能力を備えた実務を担う高度専門職養成に必要な素養である。課題研究や授業を通じてこのアプローチで問題を考える力を育むことを目指している。問題解決型アプローチは公衆衛生上の問題を発見し、その問題の具体的な原因と結果を考えることから始まる。そして原因と結果の定式化をもとに定量的に問題を解析して問題の程度を把握する。同時に、既存の文献等の情報から当該公衆衛生課題に対する既存の知見を分析する。その中で、自らが取り組む公衆衛生の問題がいかんして検証されているか否かを把握しておく。さらに問題をとりまく社会的要因や利害関係者（ステークホルダー）を列挙して、問題解決に際して配慮すべき関係者の整理を行う。このような分析を中心としたプロセスの後、問題解決の実践のために解決策の計画を立案する。複数立案された施策についてはその優先順位をつけて実行する。その後、行った施策の評価を行い、次のプロセスにつなげる。こうした一連の実践的プロセスが問題解決型アプローチで、5つのステップ（1）課題形成、（2）問題の分析、（3）解決策立案、（4）解決策実施、（5）評価 に整理している。

### (3) 養成人材別の達成すべき能力

高度専門職業人養成という観点から求められる主な養成人材別の達成すべき能力要件は以下のとおりである。

#### 【総括産業医・労働衛生コンサルタントなどの指導的産業医・産業看護職】

単に医療機関から産業現場に場を移した医療活動というのではなく、環境要因が強くかかわり、医療機関とは異なった法律制度や会社組織の論理も深く理解し、組織全体の健康意識を上げる（ヘルシーカンパニーを作る）活動ができる能力を身に付ける。その中には産業保健の高度な専門家である労働衛生コンサルタントの資格を取得する（試験に合格する）だけでなく、産業現場で発生する新たな問題を自ら調査・研究し、その解決ができる能力も含まれる。

#### 【コメディカル部門の管理者】

医療専門分野の視点に加えて、医療・保健の分野を全体的に俯瞰しながら管理できる知識・技能を習得する。

#### 【臨床試験統括責任医師】

臨床試験研究を実施する上で、それに必要な疫学・生物統計学の知識・技能を修得し、実務家として実施可能なレベルでの臨床試験計画書を作成し評価する能力を習得する。

#### 【臨床試験看護師】

臨床試験研究を実施する上で、それに必要な疫学・生物統計学の知識・技能を習得し、試験統括医師が行う臨床試験計画書作成を支援すると同時に、円滑な試験実施のための同意説明や倫理規定を理解し管理業務の推進を図れるコーディネイト能力を習得する。

#### 【生物統計専門家】

生物統計学の実践的知識・技術は勿論のこと、国内の規制や管理体制の知識を習得していることに加えて多国間での治験や臨床試験に対応できるレベルに到達する。

#### 【国際保健の専門家】

国際保健の現状や保健医療制度を理解することに加えて、途上国等の国際保健の現場において、全体的な視野で問題を調査・分析し意思決定するために不可欠となる科学的判断力、マネジメント能力とコミュニケーション技能を習得する。さらに国際保健の実務家として根本を成す多様な価値観、職業倫理や公共哲学の考え方を身に付ける。

#### 【専門知識・能力を持った行政職員】

公正と効率が重視される国内外の行政機関において、自ら情報を収集・解析し、科学的な検討に基づく施策を立案するとともに、その施策を利害関係者と調整する中で実現につなげる能力を身に着ける。

#### 【非政府組織・非営利団体等職員】

公衆衛生の問題に取り組むため、情報を収集・吟味し、科学的根拠を挙げて問題解決に取り組み、現場に適用可能なプロジェクトを計画準備・実行・評価する技能を身に着ける。また、住民から国家レベルにいたるまでの各利害関係者とのコミュニケーション能力を養う。

#### (4) 行事予定

健康診断	3月28日(木) - 30日(土) 4月 3日(水) 4月 5日(金)
新年度オリエンテーション (履修手続、コンピテンシー基盤型 教育の概要、等)	4月 3日(水)
入学式(日本武道館)	4月 4日(木) 午前
前期授業の期間(a学期、b学期)	4月 5日(金) - 8月15日(木)
課題研究ガイダンス	4月18日(木) 午前
履修届けの提出期限	4月19日(金) (※1)
創立記念日	6月29日(土)
課題研究 テーマ提出期限(※2)	7月 1日(月) - 5日(金) (予定)
課題研究 計画報告会	8月1日(木)
夏季休業期間(※3)	8月16日(金) - 9月16日(月)
後期授業の期間(c学期、d学期)	9月17日(火) - 12月25日(水)
課題研究 中間報告会(※2)	10月24日(木) (予定)
課題研究 最終報告会(※2)	12月26日(木)
実習報告会	2月6日(木)
学位記授与式(日本武道館) (帝京大学グループ卒業式)	3月20日(金)

(※1) 履修変更届けは、各学期内で実施される授業科目ごとに以下ようになる。

- ◇ 前期前半(a学期)：履修届け提出により確定 / 締切日 4月19日(金)
- ◇ 前期後半(b学期)：締切日 6月21日(金)
- ◇ 後期前半(c学期)：締切日 9月27日(金)
- ◇ 後期後半(d学期)：締切日 11月22日(金)
- ◇ 夏期(s学期)：実習科目は原則変更が認められません。
- ◇ 冬期(w学期)：実習科目は原則変更が認められません。

ただし、特別講義は開始一ヶ月前まで変更が可能です。

注) 夏期(実習科目)と冬期(実習科目と特別講義)に関しては、履修届け提出前にアカデミックアドバイザーと十分に相談した上で決定すること。

(※2) 1年コースおよび2年コース2年生が対象となります。なお、課題研究の指導日程、サブグループ指導は、指導教員と相談して個別に設定する。

(※3) 実習科目の多くは夏季休業期間中(s学期)に開講される。履修希望者は実習の授業日程についてアカデミックアドバイザーおよび科目担当責任者と事前に設定する。

## (5) 授業科目一覧 (専門職学位課程)

## 2019年度 公衆衛生学研究科 専門職学位課程 授業科目一覧

科目区分	分野	授業科目の名称	単位数		授業形態	授業時間割				科目責任者	備考
			必修	選択		配当年次	学期	曜日	時限		
専門科目	疫学	01 基礎疫学	4		講義 演習	1	a・b	木	3,4	大脇 和浩 教授	
		02 臨床疫学		4	講義 演習	1・2	c・d	木	3,4	大脇 和浩 教授	
		03 質的研究		1	講義	1・2	b	水	5	高橋 謙造 教授	
		04 スタディクリティーク		2	演習	1・2	a-d	木	5	大脇 和浩 教授	
		05 リスク科学		1	講義	1・2	d	月	1,2	津田 洋子 講師	
		06 特別講義(疫学Ⅰ～Ⅲ)		1	講義	1・2	w	冬期		Murray Mittleman 客員教授	集中講義
	生物統計学	07 基礎生物統計学	4		講義 演習	1	a・b	水	1,2	山岡 和枝 教授	
		08 応用生物統計学		2	講義	1・2	c・d	火	1	山岡 和枝 教授	
		09 データ解析演習		2	演習	1・2	c・d	火	2	松浦 正明 教授	
		10 臨床試験概論		2	講義 演習	1・2	c・d	火	3	根本明日香 講師	
		11 社会調査データ解析概論		1	講義	1・2	a	火	5	山岡 和枝 教授	
		12 社会調査データ解析演習		1	演習	1・2	a	火	6	山岡 和枝 教授	
		13 特別講義(生物統計学Ⅰ～Ⅲ)		1	講義	1・2	w	冬期		Garrett Fitzmaurice 客員教授	集中講義
	社会行動科学	14 健康行動科学概論	2		講義	1	a・b	水	3	石川ひろの 教授	
		15 健康教育学		1	講義	1・2	d	月	1,2	福田 吉治 教授	
		16 社会疫学		1	講義	1・2	d	水	2	福田 吉治 教授	
		17 ヘルスコミュニケーション学		1	講義	1・2	c	水	1,2	石川ひろの 教授	
		18 終末期医療実習		1	実習	1・2	s	個別設定		石川ひろの 教授	
	19 特別講義(社会行動科学Ⅰ～Ⅲ)		1	講義	1・2	w	冬期		Ichiro Kawachi 客員教授	集中講義	
	保健政策・医療管理学	20 保健政策・医療管理学概論	1		講義	1	a	火	3	中田 善規 教授	
		21 ヘルスポリシー概論		1	講義	1	b	水	4	福田 吉治 教授	
		22 医療経済学		2	講義	1・2	b	月	3,4	中田 善規 教授	
		23 医療保障政策論		1	講義	1・2	c	火	4	福田 吉治 教授	
		24 地域保健学		2	講義 演習	1・2	b	火	1,2	高橋 謙造 教授	
		25 国際保健学概論		2	講義	1・2	b	火	3,4	井上まり子 准教授	
		26 国際保健学演習		2	講義 演習	1・2	c	水	3,4	崎坂香屋子 准教授	
		27 国際母子保健学		1	講義	1・2	b	火	5	高橋 謙造 教授	
		28 国際保健学実習		1	実習	1・2	w	個別設定		高橋 謙造 教授	
		29 ヘルスデータ分析入門		2	講義	1・2	d	月	3,4	福田 吉治 教授	
		30 医療管理学・安全管理学概論		2	講義	1	a	月	3,4	中田 善規 教授	
		31 リーダーシップ・マネジメント論		1	講義	1・2	d	水	1,2	石川ひろの 教授	
		32 医療経営学演習		2	演習	1・2	c	月	3,4,5	中田 善規 教授	
		33 医療管理学実習		1	実習	1・2	s	個別設定		中田 善規 教授	
		34 Healthcare Management		1	講義	1・2	s	夏期		中田 善規 教授	集中講義
		35 Universal Health Coverage & Aging Society		1	講義 演習	1・2	s	夏期		井上まり子 准教授	集中講義
		36 特別講義(保健政策・医療管理学Ⅰ～Ⅲ)		1	講義	1・2	w	冬期		Alastair Gray 客員教授	集中講義
	産業環境保健学	37 産業環境保健学概論	1		講義	1	a	火	1	福田 吉治 教授	
		38 産業保健学		2	講義 演習	1・2	c	月	1,2	福田 吉治 教授	
		39 環境保健学		2	講義 演習	1・2	c・d	水	1,2	津田 洋子 講師	
		40 産業看護マネジメント論		1	講義 演習	1・2	s	夏期		福田 吉治 教授	集中講義
		41 産業精神保健学演習		1	講義 演習	1・2	s	夏期		福田 吉治 教授	集中講義
		42 産業環境保健学実習		1	実習	1・2	s	個別設定		津田 洋子 講師	
		43 特別講義(産業環境保健学Ⅰ～Ⅲ)		1	講義	1・2	w	冬期		Rose Goldman 客員教授	集中講義
共通科目	44 公衆衛生倫理学	1		講義	1	a	水	4	石川ひろの 教授		
	45 医学基礎・臨床医学入門	2		講義	1	a・b	月	1,2	山本 秀樹 教授		
	46 調査・研究法概論		1	講義	1	a	春期		高橋 謙造 教授	集中講義	
	47 健康医療情報学		1	講義 演習	1・2	a	火	2	桑原 恵介 講師		
	48 インターンシップ		1	実習	1・2	s・w	個別設定		井上まり子 准教授		
	49 課題研究	6		演習	1・2	通年	個別設定		各指導教員	実習含む	

(5) 授業時間割 (専門職学位課程)

2019年度 公衆衛生学研究科 専門職学位課程 時間割

曜日	時限	前期		後期		
		前半8週(a学期)		後半8週(d学期)		
		4/5(金)~6/12(水)		11/11(月)~12/25(水)		
月	1	9:00 10:30	医学基礎・臨床医学入門		産業保健学	リスク科学 <sup>(※1)</sup> 健康教育学 <sup>(※1)</sup>
	2	10:45 12:15				
	3	13:05 14:35	医療管理学・ 安全管理学概論	医療経済学	医療経営学演習	ヘルスデータ分析入門
	4	14:50 16:20				
	5	16:35 18:05				
	6	18:20 19:35				
火	1	9:00 10:30	産業環境保健学概論	地域保健学	応用生物統計学	
	2	10:45 12:15	健康医療情報学		データ解析演習	
	3	13:05 14:35	保健政策・医療管理学概論	国際保健学概論	臨床試験概論	
	4	14:50 16:20			医療保障政策論	
	5	16:35 18:05	社会調査データ解析概論	国際母子保健学		
	6	18:20 19:35	社会調査データ解析演習			
水	1	9:00 10:30	基礎生物統計学		環境保健学 <sup>(※2)</sup> ヘルスコミュニケーション学 <sup>(※2)</sup>	環境保健学 <sup>(※3)</sup> リーダーシップマネジメント論 <sup>(※3)</sup>
	2	10:45 12:15				
	3	13:05 14:35	健康行動科学概論		国際保健学演習	社会疫学
	4	14:50 16:20	公衆衛生倫理学	ヘルスポリシー概論		
	5	16:35 18:05		質的研究		
	6	18:20 19:35				
木	1	9:00 10:30				
	2	10:45 12:15				
	3	13:05 14:35	基礎疫学		臨床疫学	
	4	14:50 16:20				
	5	16:35 18:05	スタディクリティーク (※4)			
	6	18:20 19:35				
金	1	9:00 10:30				
	2	10:45 12:15				
	3	13:05 14:35				
	4	14:50 16:20	課題研究・補講		課題研究・補講	
	5	16:35 18:05				
	6	18:20 19:35				

※課題研究(必修)については、2年コースは2年目、1年コースは後期に集中して行う。

(※) 隔週開講

春期(a学期)		
集中	4月初旬	調査・研究法概論
夏期(s学期)		
実習	7月 5	終末期医療実習
		医療管理学実習
集中 講義	9月 (予定)	産業環境保健学実習
		インターンシップ
		Healthcare Management
		Universal Health Coverage & Aging Society
		産業看護マネジメント論
		産業精神保健学演習
冬期(w学期)		
実習	12月	国際保健学実習
集中 講義	1月 (予定)	特別講義(疫学Ⅰ～Ⅲ)
		特別講義(生物統計学Ⅰ～Ⅲ)
		特別講義(社会行動科学Ⅰ～Ⅲ)
		特別講義(保健政策・医療管理学Ⅰ～Ⅲ)
		特別講義(産業環境保健学Ⅰ～Ⅲ)

※ 実習科目は、2月初旬に「実習報告会」で発表をすること

※ 特別講義は年度により内容が異なることがあり、Ⅰ～Ⅲのいずれかを開講する。

## (5) 授業科目の概要

### ① 疫学

近年の医療において常にその重要性が指摘される EBM : Evidence Based Medicine (根拠に基づく医療) は、臨床疫学から派生したものであり、過去の疫学的研究等の成果を体系的に利用することで現在の医療行為を評価し、より適切な医療を指向するための技法である。すなわち、適切な医療を目指すためには EBM の技法を用いることが極めて有益であると同時に、一方で EBM を賢明に使いこなすためには土台である臨床疫学の深く幅広い理解が不可欠であると言える。また、医療に関連した知見が証拠 (エビデンス) となるためには、発生した結果として示されることが必要であり、またそれが偶然の結果ではないことを示すためには、集団における結果として示されることが必須である。加えて倫理面での考慮が必要な人間集団での結果の解析による証拠の提示においては、データの収集や解釈における専門家としての高度な技能および正当な注意が求められる。このことは実に疫学の方法論そのものを理論的かつ実践的に学ぶことの重要性を示しており、疫学の専門家のみでなく、公衆衛生に関わるすべての専門領域において基本的な対象認識と問題解決の基礎理論として重要な科目である。

そこで、本科目区分には、「基礎疫学」、「臨床疫学」といった理論講義と共に演習を含む実践的な授業科目を設けている。さらに、「質的研究」、「スタディクリティーク」、「リスク科学」といったより実践的な技法を学ぶ授業科目を設けている。また、海外からの招聘教授による「特別講義 (疫学)」も設けられており国際的な視野での教育機会も設けている。

### ② 生物統計学

厚生労働省、文部科学省のすすめる臨床研究・治験の活性化の取り組みにおいても指摘があるように、わが国において生物統計学の専門家は圧倒的に不足している。また、臨床試験の実効性を担保するための臨床試験統括医師や臨床試験看護師についても国際的なレベルからは十分な人材が確保できているとは言えない。臨床試験の実効性を担保するためには、専門的な統計手法を駆使し試験計画を立案し試験結果を科学的に解析・評価できる人材、ならびに新薬の承認に関する規制や手続においてガイドラインを遵守しながら臨床試験を統括できる人材、さらには計画書作成や実施運用の面から積極的に支援できる人材の養成が必要となる。

そこで、本科目区分には、「基礎生物統計学」、「応用生物統計学」、「臨床試験概論」、「社会調査データ解析概論」といった理論講義 (「基礎生物統計学」、「臨床試験概論」には演習を含む) の他に、「データ解析演習」、「社会調査データ解析演習」といった演習形式による実践的な授業科目を設けている。また、海外からの招聘教授による「特別講義 (生物統計学)」も設けられており国際的な視野での教育機会も設けている。

### ③ 社会行動科学

近年、医療現場における患者を中心とするコミュニケーションの問題に起因する公衆衛生上の課題は増加の一途を辿っている。これに対処するためには、医師が診察で患者との関係を築く上でのコミュニケーション能力や、行動科学理論に基づく科学的な判断・指導のための専門的かつ実践的な技術が必要となる。同時に、ヘルスプロモーション (=健康増進: 人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス) といった、個人の生活行動のみでなく環境整備の双方で相乗効果をもたらすアプローチ手法についての体系的な理解も求められる。

そこで、本科目区分には、「健康行動科学概論」、「健康教育学」、「社会疫学」といった理論講義および演習の他に、「終末期医療実習」といった実習形式による実践的な授業科目を設けている。また、海外からの招聘教授による「特別講義 (社会行動科学)」も設けられており国際的な視野での教育機会も

設けている。

#### ④ 保健政策・医療管理学

近年の自然環境や社会環境の急激な変化に伴って、新型インフルエンザなど新たに顕在化している公衆衛生上の課題は増加かつ複雑化の傾向にあり、保健政策を科学的に判断・立案・実行できる保健行政の専門家や第一線の実務者の必要性が益々高まっている。具体的には、健康危機管理などの緊急時において疫学上の迅速判断・対応ができる、また予防対策においては的確なエビデンスを選択・吟味し適切な健康情報や予防医療の考え方を提示できる高度専門職業人が求められている。すなわち、保健医療政策・公衆衛生活動・予防医学実践への適用にあたっては、EBMの基本的手続きに沿って合理的で高い効果を上げるための専門的な知識と技術が必要となる。同時に、近年のグローバルな社会構造や疾病構造の急激な変化に伴って発生している新たな公衆衛生上の課題に対しては、早急な専門的対応が国際社会から強く求められている。しかしながら国際医療協力において、政策デザイン、行動計画立案、ならびにその遂行まで指導的立場で効果的に推進できる専門家が慢性的に不足している。

さらに、わが国では超高齢社会の進展に伴って医療費が増加の一途をたどる中、医療の質を一定に保ちながら効率化を図るというトレードオフの課題に直面している。このような困難な状況下で個々の患者の方針を検討する時には医療制度の深い知識や医療経済学の方法論が必要となる。

一方で、医療システムのあり方とその管理をめぐる問題に対して、地域を含めた医療体制、医療経営、医療安全、医療の情報化といった視点からの変革とリスクマネジメントの重要性も求められている。例えば、医療構造が複雑化する今日においては、各医療機関で病院評価の基準をクリアするためには医療体制の再構築と科学的経営手法が必要となりここでは病院経営のプロフェッショナルが求められる。また、医療の質を向上させるためには、経営効率化や地域保健を含めた業務連携の標準化、臨床データの有効活用、医療安全の確保等が求められるが、これを実現するための情報基盤を構築・管理できる専門的な人材が必要となるし、また医療スタッフ間の意思疎通の問題解決にあたっては、相手の階層や専門領域などの障壁を超えて有効なコミュニケーションを実現するための専門的な方法論を身に付けておく必要がある。

そこで、本科目区分には、「保健政策・医療管理学概論」、「ヘルスポリシー概論」、「医療管理学・安全管理学概論」、「医療経済学」、「医療保障政策論」、「リーダーシップ・マネジメント論」、「地域保健学」、「国際保健学概論」、「国際母子保健学」、「ヘルスデータ分析入門」、「Healthcare Management」、「Universal Health Coverage & Aging Society」といった理論講義（「地域保健学」、「Universal Health Coverage & Aging Society」には演習を含む）の他に、「医療経営学演習」、「医療管理学実習」（実習先：本学附属病院）、「国際保健学演習」、「国際保健学実習」（海外現地での訪問見学先：国際医療機関、NGO、行政機関、医療機関等）といった演習・実習形式による実践的な授業科目を設けている。また、海外からの招聘教授による「特別講義（保健政策・医療管理学）」も設けられており国際的な視野での教育機会も設けている。

#### ⑤ 産業環境保健学

産業保健については国全体の疾病構造が大きく転換するとともに中高年労働者が増加してきた結果、職域においては感染症に変わって循環器疾患やがんがより大きな問題になってきた。現代における化学プラントや建築現場などの職域で発生する健康障害に対しては、業務起因性の判断といった疫学的検討が求められる。また技術革新、産業構造の変化にともなう作業態様の多様化、心理的ストレスの増大などが無視できない状況となってきている。自殺の原因となる、うつ病では多くの患者が疲れ、不眠以外に、吐き気、動悸といった身体症状を訴え、重症になるケースも多い。逆に体の病気でも心

面から状態を把握する必要がある。そのためには、職場のメンタルヘルスについて科学的根拠に基づく有効な予防法が不可欠である。同時に、産業保健の専門家として関連法規や制度、ならびに衛生管理組織といった実務運営のための専門知識と管理能力も必要とされる。

このような状況に対して、現場で中心となって活動するのは産業医であるが、独立的に実務に対応できるだけの系統的養成が不十分であるのが現状である。作業環境測定士、衛生管理者等の養成に関しても同様のことが言えよう。

一方、環境保健学は、「人間の健康に環境が及ぼす影響」についての学問であり、大気汚染などの環境有害物質から騒音や気温など物理的環境を対象とするが、今日では温暖化現象など地球規模の環境問題とその対策についても取り扱うようになってきている。そのため、有害物質による生体影響の同定や環境防御対策について特定の地域集団だけでなく国際的な枠組みで環境保健対策を計画・実行できる人材が求められている。

そこで、本科目区分には、「産業環境保健学概論」、「産業保健学」、「環境保健学」、「産業看護マネジメント論」、「産業精神保健学演習」、といった理論講義（「産業保健学」、「環境保健学」、「産業看護マネジメント論」、「産業精神保健学演習」には演習を含む）においても、アジア地域での共同研究の事例紹介や科学・物理系関係講座の環境衛生専門家と協同で、環境測定のデザインと測定の実施、環境影響評価と改善計画の立案といった実践目的に沿った内容も含まれている。加えて「産業環境保健学実習」（現場での実習）といった実習形式による実践的な授業科目を設けている。また、産業医出身の学生で希望者に対しては、関連する国家資格（特に、労働衛生コンサルタント）を受験するための養成教育を設けるとともに、作業環境測定士、衛生管理者等に対しても能力と経験に応じて労働衛生コンサルタントへの基礎教育を実施する。

さらに、海外からの招聘教授による「特別講義（産業環境保健学）」も設けられており国際的な視野での教育機会も設けている。

## ⑥ 共通科目

### i 課題研究

国内外の現場で発生する公衆衛生上の諸問題に対して、各々の専門領域で指導的立場として問題解決型の対処ができる、すなわち現場での実践に資する高度専門職業人養成の集大成として課題研究を行う。

到達目標は、講義・演習科目を通じて学んだ知識の体系化を図ることにある。すなわち、各人材養成に沿ったコースワークの後半期間を用いて、より専門的・実務的な研究課題として取り組み、学んだ知識を実践の場に還元できる能力を身に付けるものである。この高度専門職業人に資する実務適応能力を身に付けるため、プラクティカルな要素が有効であると考え、課題研究の期間内に学習手段の一つとして短期間の現場実習、現場見学、専門家（指導教員）との協働、フィールドワーク、シミュレーションワーク等を含めるものとする。

したがって、課題研究を担当する研究指導教員により特定の研究課題について個別に研究の実践、指導がなされ、現地でのフィールドワーク、調査、情報収集、分析等を経て課題研究報告書を作成する。成績評価については、この報告書を審査して決定される。

課題研究の期間中に特定の調査や分析等の作業を行った場合には、調査結果や分析結果も含めて審査される。また、短期の実習等に参加した場合には実習報告書や実習先の評価も審査の対象となる。いずれの場合においても、課題研究達成までのプロセスも審査の対象となる。

なお、課題研究の指導方法、発表スケジュール、評価内容等については、学期中の適切な時期に院生向けに別途ガイダンスを実施する。

## ii 公衆衛生倫理学

公衆衛生の現場において意思決定を行う際に必要となる以下のような公衆衛生倫理の基本的な知識・考え方を学ぶ。公衆衛生領域の政策決定や臨床現場で必要となる倫理的判断の基礎について学ぶとともに、ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言といった生命倫理と医の倫理に関する規範の意味やその歴史的流れをふまえながら、患者の基本的権利について理解する。真実の告知、インフォームド・コンセント、パターンリズム、死の受容、安楽死、尊厳死などの具体的問題に対しても事例を通じた討論を行う。さらに医師法や医療法といった関連する医事法制を整理し、守秘義務、応召義務、医学的無益性、医療資源の配分、メタ倫理といった様々な倫理的問題についても学ぶ。

これらは、治験等の臨床試験や病院の管理等、広く保健医療の現場での判断基準として不可欠な要素であるため、5つの科目区分とは独立した共通科目として設定する。

## iii 医学基礎・臨床医学入門

臨床医学の入門となる必須事項を適切に理解するための講義をする。医療系出身者以外の学生への配慮から、まず人体の構造と機能について理解するため、細胞レベルから臓器レベルに至るまでの解剖学、生化学、生理学など基礎医学全般を学ぶ。そうした基礎医学の学習の中で「病気」と「健康」を分ける根拠は何であるか、個人と集団それぞれの見地からアプローチする。臨床医学は、消化器、循環器、呼吸器、腎・泌尿器、神経・筋、内分泌・代謝、メンタルヘルス、免疫・アレルギー、感染症、血液、悪性新生物、中毒の各分野に分け、各種疾患を理解するための基本的事項を中心として、病気の成り立ちを理解するため重要な病態生理、病気の診断に必要な各種検査の原理や意義、最新の治療技術などについて学ぶ。

## iv 調査・研究法概論

帝京大学出身の MPH、DrPHホルダーが共通して身につけておくべき、業務効率化の手法、調査・研究法の基礎（Input：情報の入手・管理法、情報の分析法、Output：情報の表出法）について習得することを目的とする。加えて、本学の特徴である、問題解決型アプローチの実例についても紹介する。効率的かつ確実な業務・研究の取り回しは、仕事の成果を左右する。このような理解の上に、幅広い視点から調査・研究法の基礎を学び、実践できることを目標とする。

## v 健康医療情報学

公衆衛生専門家は、様々な背景を持つ関係者に対して、最新の健康・医療情報について信頼性を踏まえてわかりやすく伝えることが求められる。本講義では、公衆衛生専門家として健康・医療情報を取り扱うために求められる知識・スキルについて、講義形式に基づいて学ぶとともに、グループワークによる演習形式にて、実際に健康・医療情報を収集し、批判的に情報を吟味し、信頼性を判断したうえで、他人にわかりやすく伝えるためのプレゼンテーションを行うことで、健康・医療情報を専門家として取り扱うためのスキルを身につける。

## vi インターンシップ

インターンシップとは、学生が在学中に、国際機関、行政機関、企業・団体等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを指す。これら業務に参加することにより、講義の中で学んだ知識を活かし、より実践的な問題解決能力を高め、公衆衛生の専門職にふさわしい素養（コンピテンシー）を身につけることを目的とする。また、実務の現場において公衆衛生の基本的な実務（地域や職場の理解、チームでの勤務、プロジェクト管理、各方面へのコミュニケーション、モニタリング能力など、）の実践能力を向上させることも目的としている。

## ⑦ 特別講義

本学の欧米提携校（米国ハーバード大学、英国オックスフォード大学、英国ケンブリッジ大学、英国ダラム大学）より各分野の世界的権威である教授陣5名を招聘し専門領域ごとに「特別講義」（毎年1月に集中講義形式で開催）を設定する。集中講義としている理由は、特定の期間にまとめて各専門領域の海外の最新事情や最先端の知識を効率的に学習できる利便性を重視したためである。また、毎年1月に設定している理由としては、公衆衛生学について一通りの知識を習得した後にさらなる見識を深めるといった学習プロセスを提供するためである。

この特別講義は全て英語で実施されるが、本学の教員らが講義のポイントの解説や課題演習等で学生の理解をサポートするための補講が設けられる。さらに、英語力に自信のない学生や専門領域のターミнологиを理解していない学生を対象に、希望者があれば英語力養成を目的とした事前の課外講座を開設する。

(6)カリキュラムマップ(学位授与方針と開講科目との対応関係)

(公衆衛生学研究科 専門職学位課程)

ディプロマポリシー (DP)	
公衆衛生学研究科専門職学位課程は、国内外の現場で発生する公衆衛生上の諸問題に対して専門領域ごとに指導的立場で問題解決ができる高度専門職業人の養成を目指している。従って、高度専門職業人養成という観点から以下のような能力を身につけ、かつ2年コースの場合は2年以上、1年コースの場合は1年以上在学し、課題研究報告書の審査に合格し、所定の単位を修めた者に対して学位を授与する。	
DP1	公衆衛生の5つのコア領域(疫学、生物統計学、社会行動科学、保健政策・医療管理学、産業環境保健学)の基本的内容を理解している。
DP2	環境・社会との関わりから健康事象を理解し、健康問題に包括的な視点をもって対処できる専門的知識・技術・態度を習得する。特に今日の医学・医療や人々の健康を取り巻く状況の変化を理解し、実際の現場で対処できる専門的な技術と指導力を有している。
DP3	集団を対象とした健康事象の把握手法、および因果関係推定の技法であり、根拠に基づく医療(EBM: Evidence Based Medicine)に必須である疫学を修得することにより、科学的根拠に基づく医療や公衆衛生活動を実践できる専門的な技術と指導力がある。
DP4	予防、診断・治療、社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを体系的に理解し、それを公衆衛生の実践に適用できる専門的な技術と指導力を有している。
DP5	身体的・心理的・社会的に弱い状況におかれた人々の立場を理解したうえで、予防、診断・治療、社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを体系的に把握し、それを公衆衛生の実践に適用できる専門的な技術と指導力がある。
DP6	対象となる活動の場が国内外の如何を問わず、公衆衛生の課題についてグローバルな 視点を備えて事象の理解ができる。
DP7	研究科で定めた専門職学位課程に必要なコンピテンシー(別記)を備えている。

科目区分	分野	科目名	単位		配当 年次	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7
			必修	選択								
専 門 科 目	疫学	基礎疫学	4		1	◎	○	◎	○	△	△	○
		臨床疫学		4	1・2	○	○	◎	○	△	△	△
		質的研究		1	1・2	○	○	○	◎	○	△	△
		スタディクリティーク		2	1・2	○	○	◎	○	△	△	△
		リスク科学		1	1・2	○	◎	○	◎	○	△	◎
		特別講義(疫学Ⅰ～Ⅲ)		1	1・2	◎	○	◎	△	○	◎	○
	生物統計学	基礎生物統計学	4		1	◎	◎	○	○	○	△	○
		応用生物統計学		2	1・2	○	○	◎	○	△	△	△
		データ解析演習		2	1・2	○	○	◎	○	△	△	△
		臨床試験概論		2	1・2	○	○	◎	○	△	△	△
		社会調査データ解析概論		1	1・2	○	○	◎	○	○	△	△
		社会調査データ解析演習		1	1・2	○	○	◎	○	○	△	△
	社会行動科学	特別講義(生物統計学Ⅰ～Ⅲ)		1	1・2	◎	◎	○	○	○	◎	○
		健康行動科学概論	2		1	◎	◎	△	○	○	△	○
		健康教育学		1	1・2	○	○	○	○	○	△	△
		社会疫学		1	1・2	○	○	○	○	◎	△	△
		ヘルスコミュニケーション学		1	1・2	○	○	○	◎	◎	△	◎
	保健政策・医療管理学	終末期医療実習		1	1・2	○	○	△	○	◎	△	○
		特別講義(社会行動科学Ⅰ～Ⅲ)		1	1・2	◎	◎	○	○	○	◎	○
		保健政策・医療管理学概論	1		1	◎	◎	○	○	○	△	○
		ヘルスポリシー概論		1	1	○	○	○	◎	○	△	○
		医療経済学		2	1・2	○	○	○	◎	△	△	△
		医療保障政策論		1	1・2	○	○	○	◎	○	△	○
		地域保健学		2	1・2	○	○	○	○	◎	△	△
		国際保健学概論		2	1・2	△	○	△	○	◎	◎	△
		国際保健学演習		2	1・2	△	○	○	○	◎	◎	○
		国際母子保健学		1	1・2	△	○	○	○	◎	◎	△
		国際保健学実習		1	1・2	△	○	○	○	◎	◎	○
		ヘルスデータ分析入門		2	1・2	△	○	◎	○	△	△	△
		医療管理学・安全管理学概論		2	1	○	○	○	◎	△	△	◎
		リーダーシップ・マネジメント論		1	1・2	○	○	○	◎	◎	△	◎
		医療経営学演習		2	1・2	△	○	○	◎	△	△	○
	医療管理学実習		1	1・2	△	○	○	◎	△	△	○	
	Healthcare Management		1	1・2	○	◎	○	○	△	◎	△	
	Universal Health Coverage & Aging Society		1	1・2	○	◎	○	○	○	◎	△	
	特別講義(保健政策・医療管理学Ⅰ～Ⅲ)		1	1・2	◎	◎	○	○	○	◎	○	
産業環境保健学	産業環境保健学概論	1		1	◎	◎	○	○	○	△	○	
	産業保健学		2	1・2	○	◎	○	○	○	△	△	
	環境保健学		2	1・2	○	◎	○	○	○	△	△	
	産業看護マネジメント論		1	1・2	△	○	○	◎	○	△	◎	
	産業精神保健学演習		1	1・2	△	○	○	○	◎	△	○	
	産業環境保健学実習		1	1・2	△	○	△	○	◎	△	○	
	特別講義(産業環境保健学Ⅰ～Ⅲ)		1	1・2	◎	◎	○	○	○	◎	○	
共 通 科 目	公衆衛生倫理学	1		1	△	○	○	○	◎	△	◎	
	医学基礎・臨床医学入門	2		1	△	◎	○	○	○	△	△	
	調査・研究法概論		1	1	△	◎	○	○	○	△	△	
	健康医療情報学		1	1・2	△	◎	◎	○	△	△	△	
	インターンシップ		1	1・2	△	◎	◎	◎	◎	○	○	
	課題研究	6		1・2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

注) ◎関連大、○関連中、△関連小

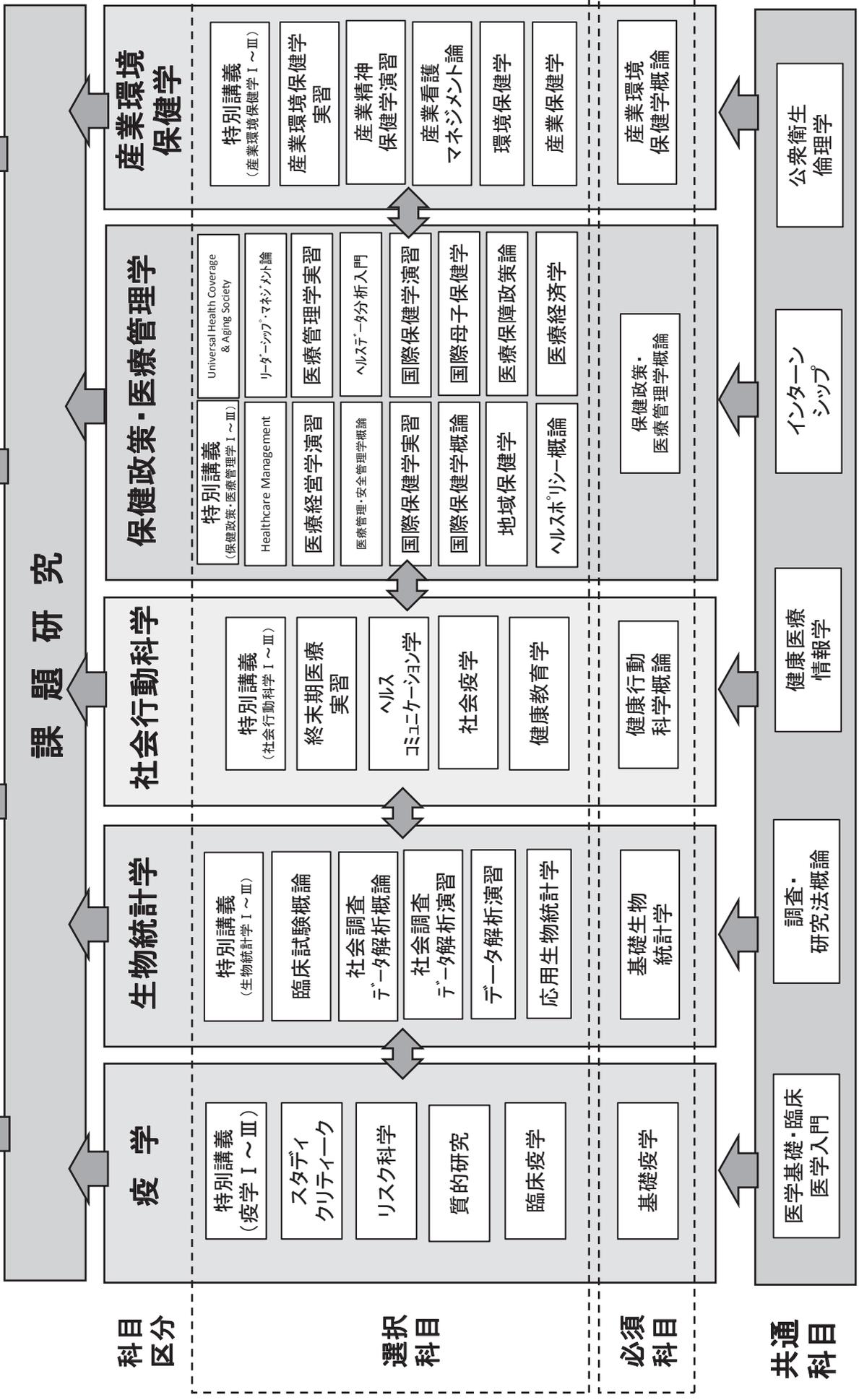
IMPH

DP 1・2  
専門的知識・技術・態度

DP 3  
EBM・科学的医療実践

DP 4・5  
社会的取組・システム

DP 6  
総合的医学・全人的医療



(7) 教員一覧 (専門職学位課程)

◆専任教員

氏名	役職	科目区分	授業科目
福田 吉治	教授 (研究科長)	疫学	臨床疫学
			質的研究
			リスク科学
		社会行動科学	健康行動科学概論
			健康教育学
			社会疫学
		保健政策・医療管理学	保健政策・医療管理学概論
			ヘルスポリシー概論
			医療保障政策論
			ヘルスデータ分析入門
		産業環境保健学	産業環境保健学概論
			産業保健学
			産業看護マネジメント論
			産業精神保健学演習
産業環境保健学実習			
共通	公衆衛生倫理学		
	医学基礎・臨床医学入門		
石川ひろの	教授 (実)	社会行動科学	健康行動科学概論
			ヘルスコミュニケーション学
			終末期医療実習
		保健政策・医療管理学	リーダーシップ・マネジメント論
共通	公衆衛生倫理学		
大脇 和浩	教授	疫学	基礎疫学
			臨床疫学
			スタディクリティーク
		共通	医学基礎・臨床医学入門
高橋 謙造	教授 (実)	疫学	臨床疫学
			質的研究
		保健政策・医療管理学	保健政策・医療管理学概論
			地域保健学
			国際保健学概論
			国際保健学演習
			国際母子保健学
			国際保健学実習
		Universal Health Coverage & Aging Society	
		産業環境保健学	産業環境保健学実習
共通	医学基礎・臨床医学入門		
調査・研究法概論			
中田 善規	教授 (実)	保健政策・医療管理学	保健政策・医療管理学概論
			医療経済学
			医療管理学・安全管理学概論
			リーダーシップ・マネジメント論
			医療経営学演習
			医療管理学実習
		Healthcare Management	
共通	医学基礎・臨床医学入門		
松浦 正明	教授	生物統計学	基礎生物統計学
			応用生物統計学
			データ解析演習
			臨床試験概論

氏名	役職	科目区分	授業科目
山岡 和枝	教授	疫学	基礎疫学
		生物統計学	基礎生物統計学
			応用生物統計学
			データ解析演習
			社会調査データ解析概論
			社会調査データ解析演習
山本 秀樹	教授 (実)	保健政策・医療管理学	保健政策・医療管理学概論
			国際保健学概論
		共通	医学基礎・臨床医学入門
井上まり子	准教授	社会行動科学	社会疫学
		保健政策・医療管理学	保健政策・医療管理学概論
			国際保健学概論
			Universal Health Coverage & Aging Society
		共通	公衆衛生倫理学
			調査・研究法概論
インターンシップ			
崎坂香屋子	准教授 (実)	保健政策・医療管理学	保健政策・医療管理学概論
			国際保健学概論
			国際保健学演習
		共通	調査・研究法概論
桑原 恵介	講師	疫学	基礎疫学
			臨床疫学
			スタディクリティーク
		産業環境保健学	産業保健学
		共通	調査・研究法概論
			健康医療情報学
津田 洋子	講師 (実)	疫学	リスク科学
		産業環境保健学	産業環境保健学概論
			産業保健学
			環境保健学
			産業環境保健学実習
		共通	調査・研究法概論
根本明日香	講師 (実)	生物統計学	基礎生物統計学
			応用生物統計学
			データ解析演習
			臨床試験概論
		共通	調査・研究法概論
加藤 美生	助教	社会行動科学	健康教育学
			ヘルスコミュニケーション学
		保健政策・医療管理学	Healthcare Management
堀内 清華	助教	産業環境保健学	産業保健学
		疫学	臨床疫学
		保健政策・医療管理学	国際保健学概論

※(実) 実務家教員

◆他学部 (兼担)

氏名	役職	科目区分	授業科目
菊谷 昌浩	教授	疫学	スタディクリティーク
内田 俊也	教授	生物統計学	臨床試験概論
		共通	医学基礎・臨床医学入門
渡邊 清高	准教授	保健政策・医療管理学	医療経営学演習
松田 彩子	助教	生物統計学	基礎生物統計学
			データ解析演習
大嶽 浩司	客員教授	保健政策・医療管理学	医療経営学演習

## ◆非常勤教員

氏名	役職	科目区分	授業科目
Murray Mittleman	客員教授	疫学	特別講義（疫学Ⅰ～Ⅲ）
Garrett Fitzmaurice	客員教授	生物統計学	特別講義（生物統計学Ⅰ～Ⅲ）
Ichiro Kawachi	客員教授	社会行動科学	特別講義（社会行動科学Ⅰ～Ⅲ）
Alastair Gray	客員教授	保健政策・医療管理学	特別講義（保健政策・医療管理学Ⅰ～Ⅲ）
Rose Goldman	客員教授	産業環境保健学	特別講義（産業環境保健学Ⅰ～Ⅲ）
井口 直樹	客員教授	保健政策・医療管理学	保健政策・医療管理学概論 医療保障政策論
石崎 達郎	客員教授	保健政策・医療管理学 共通	地域保健学 インターンシップ 課題研究
河野 啓子	客員教授	産業環境保健学	産業看護マネジメント論
小木 和孝	客員教授	産業環境保健学	産業保健学
丹後 俊郎	客員教授	生物統計学	基礎生物統計学 応用生物統計学
谷原 真一	客員教授	共通	課題研究
中尾 睦宏	客員教授	社会行動科学	健康行動科学概論
野村 恭子	客員教授	疫学 共通	特別講義（疫学Ⅰ～Ⅲ） 課題研究
矢野 榮二	客員教授	疫学 保健政策・医療管理学	基礎疫学 スタディクリティーク リスク科学 国際保健学概論
吉川 徹	客員准教授	産業環境保健学	産業保健学
猪股 久美	非常勤講師	産業環境保健学	産業看護マネジメント論
奥原 剛	非常勤講師	社会行動科学	ヘルスコミュニケーション学
神山 宣彦	非常勤講師	産業環境保健学	環境保健学
小玉 千織	非常勤講師	保健政策・医療管理学	国際保健学概論
小林 廉毅	非常勤講師	保健政策・医療管理学	医療経済学
近藤 久禎	非常勤講師	保健政策・医療管理学	ヘルスポリシー概論
坂元 晴香	非常勤講師	保健政策・医療管理学	国際保健学演習
渋谷 健司	非常勤講師	保健政策・医療管理学	国際保健学概論
白山 裕士	非常勤講師	社会行動科学	終末期医療実習
杉下 智彦	非常勤講師	保健政策・医療管理学	国際保健学演習
宋 裕姫	非常勤講師	産業環境保健学	産業保健学
高辻(戸谷)由布子	非常勤講師	産業環境保健学	産業精神保健学演習
瀧本 禎之	非常勤講師	共通	公衆衛生倫理学
竹内由利子	非常勤講師	産業環境保健学	産業精神保健学演習
田村 桂一	非常勤講師	保健政策・医療管理学	医療経営学演習
坪倉 正治	非常勤講師	保健政策・医療管理学	地域保健学
磨田百合子	非常勤講師	産業環境保健学	産業看護マネジメント論 産業精神保健学演習
中澤 栄輔	非常勤講師	共通	公衆衛生倫理学
中澤 達	非常勤講師	保健政策・医療管理学	医療経営学演習
中原 浩彦	非常勤講師	産業環境保健学	産業保健学 環境保健学
成松 宏人	非常勤講師	保健政策・医療管理学	医療経営学演習
錦織 信幸	非常勤講師	保健政策・医療管理学	国際保健学概論
野田信一郎	非常勤講師	保健政策・医療管理学	地域保健学
橋本 英樹	非常勤講師	社会行動科学 保健政策・医療管理学	社会疫学 保健政策・医療管理学概論
長谷川貴大	非常勤講師	生物統計学	臨床試験概論
町田 宗仁	非常勤講師	保健政策・医療管理学	Universal Health Coverage & Aging Society
宮本 俊明	非常勤講師	産業環境保健学	産業環境保健学実習
村山 洋史	非常勤講師	社会行動科学	社会疫学
山本 真	非常勤講師	保健政策・医療管理学	地域保健学
吉川 悦子	非常勤講師	産業環境保健学	産業精神保健学演習
吉見 逸郎	非常勤講師	保健政策・医療管理学	ヘルスポリシー概論

## (8) 履修の手引き

### 1. 履修の申込みと変更の届け出等

#### (1) 履修の申込み

大学院生は毎年、年度始めにアカデミックアドバイザー（AA）のアドバイスを受けて、その年度内に履修を希望する科目を選び、所定の用紙（履修届）で受講を申し込むことが必要である。

アカデミックアドバイザーに関しては、「17. アカデミックアドバイザー（AA）／28頁」を参照のこと。

#### (2) 履修科目の変更

履修科目を変更する場合（年度始めに受講申請した科目の受講を取り止める場合、および、新たな科目の履修を希望する場合）には、アカデミックアドバイザーと相談して、所定の用紙（履修科目変更届）で届け出を行う必要がある。なお、年次途中に新たな科目の履修を希望する場合には、その科目の履修が可能かどうか、科目責任者に事前に問い合わせる（すでに定員を満たしている場合や、希望者がおらず講義が予定されていない場合等がありえる）。

#### (3) 課題研究について

大学院生は指定される研究指導教員の指導のもと、課題研究報告書をまとめ、その成果を発表する（中間報告会、最終報告会）。その成果は、課題研究報告書（修士論文に該当）という形で執筆する。取り組むテーマやその具体的な内容については、指導教員とよく相談し、またその指導を受ける。テーマ決定後は、所定の期日までにその旨の届け出を行う必要がある。

#### (4) 休学・コースの変更について

在学中に一身上の都合で、休学あるいはコース変更（1年コースから2年コースに変更）を希望する場合、アカデミックアドバイザーに相談の上、所定の用紙にて届け出を行う。

※ 上記（1）～（4）の届け出の提出先は事務部教務課（大学院担当）である。

#### (5) 科目の聴講について

実習を除くすべての科目で単位履修を目的とせず聴講として講義を受けることができる。但し、科目責任者の許可を事前に求めること。

## 2. 授業科目の履修

### 【2年コース】

#### (1) 履修の概略

医療系学部出身者（※1）	原則として、1年目に必修科目と専門科目（選択科目）を履修し、2年目は残りの専門科目（選択科目）の履修と課題研究に集中する。
非医療関係学部出身者	原則として、1年目に「医学基礎・臨床医学入門」（必修科目）を含む必修科目と専門科目（選択科目）を履修し、2年目は残りの専門科目（選択科目）の履修と課題研究に集中する。

（※1）医療系国家資格（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、臨床工学技士、等）の各免許を取得するための所定の課程を修了した者、その他研究科委員会で認めた者。

#### (2) 修了要件

必修科目8科目21単位（「課題研究」6単位含む）ならびに選択科目11単位以上、合計32単位以上の取得が求められる。「課題研究」については、公衆衛生上の問題解決に必要な能力・資質（専門職学位課程のコアコンピテンシー／4頁参照）を有していると認められ、かつ最終報告書の審査に合格すれば修了要件が満たされる。修了要件を満たしたものに「公衆衛生学修士（専門職）」の学位を授与する。

なお、2年コースの在学期間は4年を超えることはできない。また、履修科目の登録の上限は、年間32単位までである。ただし、成績優秀者には、年間32単位を超えた履修を認めることがある。

基礎疫学（演習を含む）	4単位	必修
基礎生物統計学（演習を含む）	4単位	必修
健康行動科学概論	2単位	必修
保健政策・医療管理学概論	1単位	必修
産業環境保健学概論	1単位	必修
公衆衛生倫理学	1単位	必修（共通科目）
医学基礎・臨床医学入門（※1）	2単位	必修（共通科目）
課題研究（※2）	6単位	必修（共通科目）

（※1）医療系学部出身者については、履修時に「既修得単位認定」の申請をすること。

（※2）課題研究は2年次で履修登録を行う。

**注意** 2019年度入学以外の者は、入学年度の修了要件を確認のこと。

## 【1年コース】

### (1) 履修の概略

医療系学部出身者（※1）	前期に必修科目と専門科目（選択科目）を履修し、後期は残りの専門科目（選択科目）と課題研究に集中する。実習科目については、夏季休業期間等を活用して集中的に履修する。
非医療関係学部出身者	前期に「医学基礎・臨床医学入門」（必修科目）を含む必修科目と専門科目（選択科目）を履修し、後期は残りの専門科目（選択科目）と課題研究に集中する。実習科目については、夏季休業期間を活用して集中的に履修する。

（※1）医療系国家資格（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、臨床工学技士、等）の各免許を取得するための所定の課程を修了した者、その他研究科委員会で認めた者。

### (2) 修了要件

必修科目8科目21単位（「課題研究」6単位含む）ならびに選択科目11単位以上、合計32単位以上の取得が求められる。「課題研究」については、公衆衛生上の問題解決に必要な能力・資質（専門職学位課程のコアコンピテンシー／4頁参照）を有していると認められ、かつ最終報告書の審査に合格すれば修了要件が満たされる。修了要件を満たしたものに「公衆衛生学修士（専門職）」の学位を授与する。

なお、1年コースの在学期間は2年を超えることはできない。また、履修科目の登録の上限は、年間40単位までである。ただし、成績優秀者には、年間40単位を超えた履修を認めることがある。

基礎疫学（演習を含む）	4単位	必修
基礎生物統計学（演習を含む）	4単位	必修
健康行動科学概論	2単位	必修
保健政策・医療管理学概論	1単位	必修
産業環境保健学概論	1単位	必修
公衆衛生倫理学	1単位	必修（共通）
医学基礎・臨床医学入門（※1）	2単位	必修（共通）
課題研究	6単位	必修（共通）

（※1）医療系学部出身者については、履修時に「既修得単位認定」の申請をすること。

### 3. 成績評価および GPA 制度

成績評価については、試験・レポート等（筆記試験・口述試験・実技試験・レポート・発表内容）を中心として評価するが、科目によっては講義への参加（出席・討論への参加）等の学習状況等を加味して評価する。なお、再試験・レポート再提出の場合は減点の対象とする。学外の実習に参加した場合には、実習先の外部評価も成績評価に反映させる。

成績評価制度として、GPA（Grade Point Average）制度を導入している。この制度の導入の趣旨は、1.キャンパスとして統一した基準を作成すること、2.公平性に優れた基準であること、3.国際的に通用する基準であることとし、学生諸君の学修の成果を、GPA という客観的な数値で評価するものである。

また、この制度は、欧米の大学で採用している成績評価制度に概ね準拠しており、海外留学、海外の大学院進学、外資系企業への就職等に際し、学力を証明する指標として、海外でも通用する成績評価制度となっています。

#### （1）成績等の表示および成績評価基準

区分	評価	GPA	成績評価基準	評価内容	(英文内容)
合格	S	4.0	100～90点	特に優れた成績を表す	(Excellent)
	A	3.0	89～80点	優れた成績を表す	(Good)
	B	2.0	79～70点	妥当と認められる成績を表す	(Satisfactory)
	C	1.0	69～60点	合格と認められる最低限の成績を表す	(Pass)
不合格	D	0.0	59点以下	合格と認められる最低限の成績に達していないことを表す	(Failure)
対象外	N	—	—	他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを表す (既修得単位認定)	(Credits Transferred)

#### （2）GPA の算出方法

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{修了要件単位数における総履修登録単位数 (D の単位数を含む)}}$$

GPA スコアは 2.5 以上を確保することが望ましく、1.0 以下の者には退学勧告をする場合があります。

#### （3）成績評価に対する質問・異議申出

1. 成績評価に対して質問がある場合は当該科目の担当教員（科目責任者）に質問をする。
2. 成績評価に対して異議がある場合は内容および理由をできる限り詳細に記入し（様式任意）事務部教務課大学院担当まで提出する。
3. 成績評価に対しての質問・異議申出は成績発表後の 2 週間以内まで受付ける。期間外またはやむを得ない事由で成績通知書を受領しなかった場合も、期間の延長は認めない。

## 4. 海外提携大学との交流及び留学支援

### (1) ハーバード公衆衛生大学院の正規科目の一部受講免除

公衆衛生学専攻（専門職学位課程）では、ハーバード公衆衛生大学院（HSPH）への留学を希望する学生への支援策として、HSPH カリキュラムのコアコース免除の可能性を提供している。但し、その場合には、公衆衛生学専攻（専門職学位課程）の正式カリキュラムである「特別講義」の修了者となり、且つ、特別講義の講師である HSPH 教員にその旨を正式に願い出る手続きが必要となる。これは、HSPH の該当科目の一部に相当する単位を公衆衛生学専攻（専門職学位課程）で取得しているので、一部の講義の受講を免除してもらうことを願い出るというものである。

ちなみに、特別講義の単位認定は、特別講義の講師の評価を最重要視し、最終的に公衆衛生学専攻（専門職学位課程）の研究科委員会にて最終決定する。

### (2) 成績優秀者に対する留学推薦

成績優秀者に対しては本人が留学を希望する場合、一定の選考基準に基づきハーバード大学公衆衛生大学院等に推薦し、そこでの勉学・研究・学位取得を援助するシステムを準備している。以下の要件をおおよその基準として、研究指導教員等との協議を経て研究科長による推薦を行う。

### (3) フィリピン大学マニラ校の単位互換制度

フィリピン大学マニラ校との学術提携に基づき、同校との単位互換制度を2018年度より開始した。フィリピン大学マニラ校で取得した単位を本学の単位として認める制度であり、研究科での承認後に渡航と単位認定を決定する。特に、現地の地域保健実習（例年5-6月に開催）の参加を推奨しており、課題研究、国際保健実習の一環として行うことを想定している。

2019年度 公衆衛生学研究科 履修届

専門職学位課程

提出日 2019年4月 日

学籍番号

アカデミックアドバイザー

学生氏名

職位 氏名

科目区分	分野	Code	number	科目名	単位数		登録	登録単位	特記事項	
					必修	選択				
専門科目	疫学	EPI	201	基礎疫学	4			0		
		EPI	221	臨床疫学		4		0		
		EPI	241	質的研究		1		0		
		EPI	301	スタディクリティーク		2		0		
		EPI	251	リスク科学		1		0		
		EPI	401~403	特別講義(疫学Ⅰ~Ⅲ)		1		0	I~Ⅲいずれかを開講	
	生物統計学	BIO	201	基礎生物統計学	4			0		
		BIO	211	応用生物統計学		2		0		
		BIO	301	データ解析演習		2		0		
		BIO	221	臨床試験概論		2		0		
		BIO	241	社会調査データ解析概論		1		0		
		BIO	321	社会調査データ解析演習		1		0		
	社会行動科学	BIO	401~403	特別講義(生物統計学Ⅰ~Ⅲ)		1		0	I~Ⅲいずれかを開講	
		HBS	201	健康行動科学概論	2			0		
		HBS	211	健康教育学		1		0		
		HBS	212	社会疫学		1		0		
		HBS	213	ヘルスコミュニケーション学		1		0		
		HBS	310	終末期医療実習		1		0		
	保健政策・医療管理学	HBS	401~403	特別講義(社会行動科学Ⅰ~Ⅲ)		1		0	I~Ⅲいずれかを開講	
		HPM	203	保健政策・医療管理学概論	1			0		
		HPM-POL	251	ヘルスポリシー概論		1		0		
		HPM-BIZ	211	医療経済学		2		0		
		HPM-BIZ	212	医療保障政策論		1		0		
		HPM-CH	241	地域保健学		2		0		
		HPM-GH	231	国際保健学概論		2		0		
		HPM-GH	321	国際保健学演習		2		0		
		HPM-GH	241	国際母子保健学		1		0		
		HPM-GH	371	国際保健学実習		1		0		
		HPM-INF	231	ヘルスデータ分析入門		2		0		
		HPM-BIZ	213	医療管理学・安全管理学概論		2		0		
		HPM-BIZ	214	リーダーシップ・マネジメント論		1		0		
		HPM-BIZ	301	医療経営学演習		2		0		
		HPM-BIZ	351	医療管理学実習		1		0		
		HPM-POL	411	Healthcare Management		1		0		
		HPM-BIZ	421	Universal Health Coverage & Aging Society		1		0		
		HPM	401~403	特別講義(保健政策・医療管理学Ⅰ~Ⅲ)		1		0	I~Ⅲいずれかを開講	
		産業環境保健学	OEH	201	産業環境保健学概論	1			0	
			OEH	221	産業保健学		2		0	
	OEH		211	環境保健学		2		0		
	OEH		241	産業看護マネジメント論		1		0		
OEH	301		産業精神保健学演習		1		0			
OEH	351		産業環境保健学実習		1		0			
OEH	401~403		特別講義(産業環境保健学Ⅰ~Ⅲ)		1		0	I~Ⅲいずれかを開講		
共通科目	ID	201	公衆衛生倫理学	1			0			
	ID	101	医学基礎・臨床医学入門	2			0	* 既修得単位認定		
	ID	211	調査・研究法概論		1		0			
	ID	221	健康医療情報学		1		0			
	ID	351	インターンシップ		1		0			
	ID	500	課題研究	6			0			
※提出は4月19日(金)まで【提出ボックスNo.39】								総単位数	0	

研究科長	教務部長

## 履修科目変更届 (願)

20 年 月 日

公衆衛生学研究科長 殿

学籍番号 \_\_\_\_\_

学生氏名 \_\_\_\_\_ (印)

アカデミックアドバイザー

職 位 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり履修科目の変更を申請いたします。

科目区分	科目名称	単位数	変更後 (該当に○印)
1			履修 ・ 取り消し
2			履修 ・ 取り消し
3			履修 ・ 取り消し
4			履修 ・ 取り消し
5			履修 ・ 取り消し
6			履修 ・ 取り消し
7			履修 ・ 取り消し
8			履修 ・ 取り消し

事務部記入欄

受付日:

処理日:

--	--

公衆衛生学研究科 公衆衛生学専攻 専門職学位課程

## (9) アカデミックアドバイザー (AA)

公衆衛生学専攻（専門職学位課程）では、学生の入学時の履修指導や学期中の勉学支援（授業の復習・補習等）、ならびに進路決定や就職活動等に必要となる情報提供・キャリア相談など多様な学生ニーズに対応するため、特定の教員がアカデミックアドバイザー（以下、AA）として、ひとりひとりの学生に対してマンツーマンで支援する。

具体的には、入学後の履修科目設定においては、入学時オリエンテーションとは別に、出身学部や希望進路に応じて、担当 AA による助言をもとに履修科目を決定できるよう個別に支援する。特に、2年コースと1年コースの学生では、入学時の知識・技能・経験と卒後の進路先（個人のキャリアアッププラン）も異なることから、入学時（入口）と卒業時（出口）の架橋となる各人の履修科目とコースワークは、その違いを反映したものとなるよう指導する。

1年コースの学生に対しては、特に社会人学生に対する履修指導時には、修了要件や個人の目標に影響を与えない範囲で、職務への負担軽減を考慮しなるべく授業のない時間帯の確保に努める。2年コースの学生に対しても、実務経験がないことから演習や実習の機会を経験できる科目履修を指導し、実習先とのマッチングについても実習科目の担当教員との間に入って事前に相談に応じる。

なお、本学には、オフィスアワー制度（オフィスアワーとは、教員が学生の皆さんの授業履修、学業成績あるいは学生生活についての相談を受けながら、コミュニケーションを深め、アドバイスすることによって、より良い大学生活を送ってもらうために設けられた、授業以外の時間のことをいう）が設けられているが、本研究科では AA が兼ねます。

## (10) 研究科委員会賞

専門職学位課程修了者のうち、特に成績が優秀であった者に対して、研究科委員会賞を授与する。授与者は、成績の最も優秀であった者（総代1名）および成績が優秀で、かつ、具体的な問題解決および社会変革に貢献した者等の条件を満たす者（優秀賞1名）とする。優秀賞は、指導教員ならびにアカデミックアドバイザーから推薦を受けた者を候補者として、研究科委員会にて決定する。

## (11) その他留意事項

### 1. 交通機関の不通と警報による休講

交通機関が事故等で不通になった場合、または台風、大雪等でキャンパスの在る地域に、暴風警報（大雨、洪水警報のみは除く）、大雪警報が発令された場合は、以下の通り休講とする。授業、実習が開始されてから発令された場合は、大学、実習先の指示に従う。

#### ①. 埼京線、山手線、京浜東北線のすべてが不通となった場合

暴風警報または大雪警報が、**東京 23 区**に発令された場合

運転再開の時刻、警報の解除時刻	授業、実習の取扱い
午前 6 時 00 分まで	平常どおり
午前 6 時 00 分から午前 10 時 00 分まで	3 時限目より授業を行う
午前 10 時 00 分以降	1 日休講

#### ②. 上記以外の交通機関の不通、警報が発令されている地域があっても、休講とはしない。登校不可能な状態の場合は必ず大学あるいは実習先に連絡し、指示を受ける。

## 2. 学費納入について

1. 所定の学費は、前期・後期の二期に分け、前期は5月末日まで、後期は10月末日まで、それぞれ定められた期限内に納入する。詳細は、大学から送付される振込用紙と案内を参照する。
2. 期限内に納入することが困難な場合は、納入期限までに所定の学納金延納願を事務部教務課大学院担当に提出し、許可を得る。
3. 留年した場合、及び復学した場合の学納金については、新たに定められた金額を納入する。
4. 在学中に授業料、その他納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納入する。
5. 休学中及び停学中であっても学費は全額納入しなければならない。ただし、4月末日までに休学願を提出した者は当該年度の前期分・後期分を、10月末日までに休学願を提出した者は当該年度の後期分を各々半額とする。
6. 既納の学費は如何なる理由があっても返還しない。

## 3. 事故等について

実習においては指導教員または実習先の担当者の指導のもと、十分留意の上で行う。

### ①. 万が一、事故等が生じた場合

- ・通学中や、実習先への移動中に転倒してケガをした場合等
- ・炎天下での実習中に熱中症となり入院した場合等

#### ① 次のいずれかまで連絡する。

- ・帝京大学 公衆衛生学研究科 受付 TEL 03-3964-2108
- ・帝京大学板橋キャンパス 事務部教務課大学院担当 TEL 03-3964-3294 (直通)

#### ② 事故の報告書の提出(様式任意)が必要である。

### ②. 入学時に加入している保険について

- ・「学研災」・・・学生教育研究災害傷害保険
- ・「学研賠」・・・学研災付帯賠償責任保険
- ・「こども保険」・・・こども総合保険(感染予防等)

### ③. 海外への実習の場合

治療費等は立替払いである。保険請求の際は必ず領収書・診断書等を提出する。英文の場合は日本語訳が必要となる。あくまでの実習中の事故等が対象である。

通常の海外旅行保険への申し込みを勧める。

- ・取扱代理店：株式会社 帝京サービス 保険部
- ・帝京大学 大学棟3号館2階 Tel 03-5943-1988

## 4. 事務取扱時間

平日： 8:45 ～ 16:45

土曜日： 8:45 ～ 12:00

※祝日、創立記念日、年末年始(12/29～1/3)、  
入学試験、オープンキャンパス等の学校行事を除く

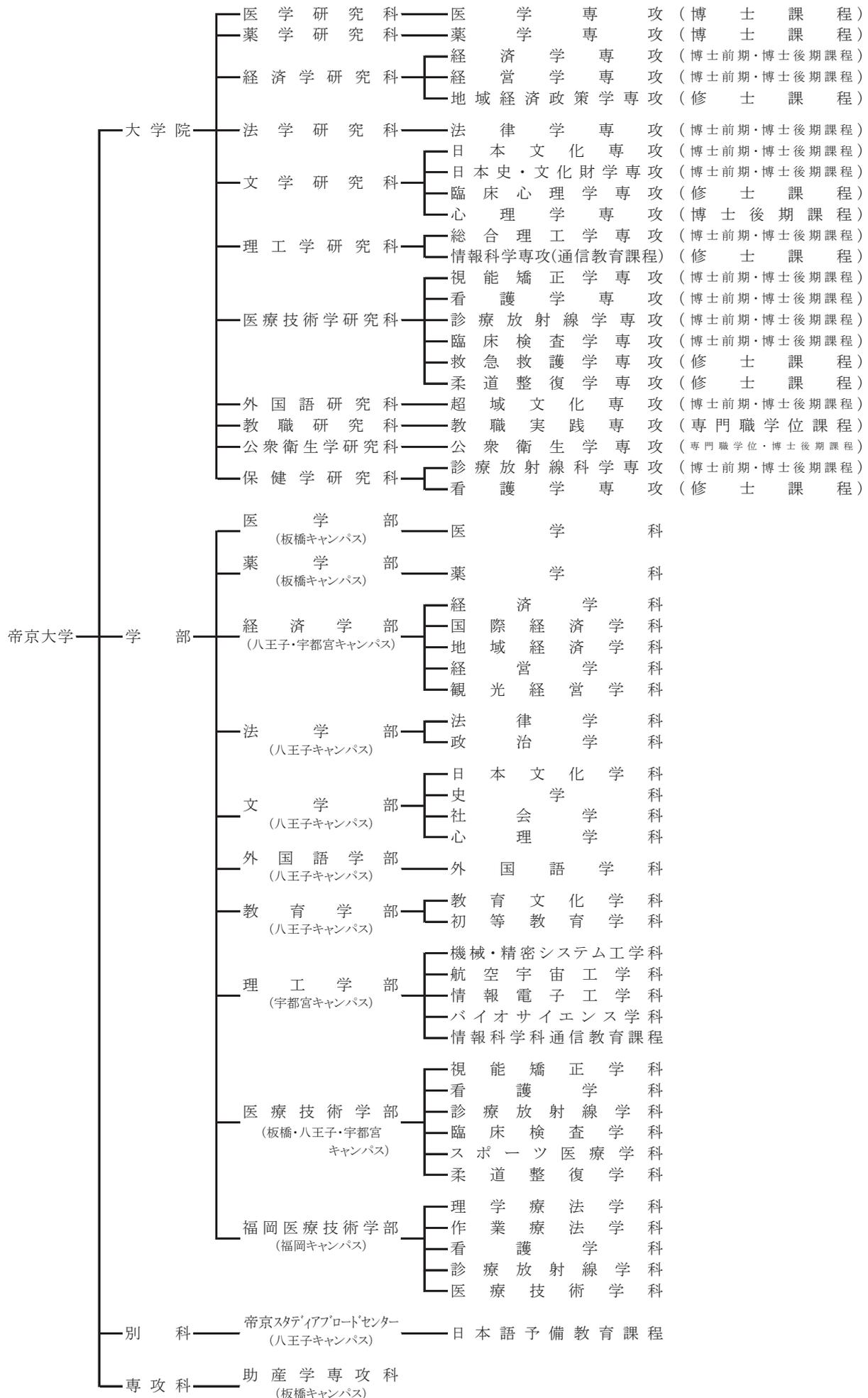




# 組織図 規程

V. 組織図	
組織図	1
VI. 規程	
(1) 共通	
帝京大学大学院学則（抜粋）	1
帝京大学学位規程（抜粋）	11
帝京大学大学院医学研究科、薬学研究科、医療技術学研究科、 公衆衛生学研究科博士論文公表に関する施行細則	15
帝京大学大学院薬学研究科・医療技術学研究科・公衆衛生学研究科 長期履修に関する規程	16
帝京大学休学時における学費取扱規程	18
(2) 医学研究科	
帝京大学大学院医学研究科学位運用規程	19
帝京大学大学院医学研究科博士課程早期修了に関する運用規程	23
帝京大学大学院医学研究科（臨床系）奨学金規程	25
(3) 薬学研究科	
帝京大学大学院薬学研究科学位運用規程	27
(4) 医療技術学研究科	
帝京大学大学院医療技術学研究科学位運用規程	30
帝京大学大学院医療技術学研究科学位（修士）論文審査要領	34
帝京大学大学院医療技術学研究科学位（博士）論文審査要領	39
帝京大学大学院医療技術学研究科博士前期課程早期修了に関する運用規程	45
帝京大学大学院医療技術学研究科博士後期課程早期修了に関する運用規程	47
(5) 公衆衛生学研究科	
帝京大学大学院公衆衛生学研究科博士後期課程学位運用規程	49
帝京大学大学院公衆衛生学研究科博士後期課程早期修了に関する運用規程	56

# 帝京大学組織図



組織図・規程



# 帝京大学大学院学則

(抜粋)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、帝京大学学則第6条第2項に基づき、帝京大学（以下「本大学」という。）に置く帝京大学大学院（以下「本大学院」という。）に関する事項を定める。

(使命及び目的)

第2条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法の本旨、並びに「努力をすべての基とし 偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」という建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することができる人材を養成することを使命及び目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の使命及び目的を達成するため、本大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する事項は、別に定める。

## 第2章 教育研究上の基本組織

(大学院の課程)

第4条 本大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置くものとする。

2 博士課程は、これを前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、又はこの区分を設けないものとする。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第2項に規定する後期の課程のみの博士課程を置くことができる。

(研究科・専攻)

第 5 条 本大学院に、次の研究科を置くものとする。

医学研究科

薬学研究科

医療技術学研究科

公衆衛生学研究科

(一部抜粋)

2 (省略)

第 6 条 ～ 第 7 条 (省略)

### 第 3 章 教員組織

第 8 条 (省略)

### 第 4 章 研究科委員会

第 9 条 ～ 第 10 条 (省略)

### 第 5 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 11 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5 年とし、博士前期課程にあつては、2 年と、博士後期課程にあつては、3 年とする。

3 前項の規定にかかわらず、医学研究科及び薬学研究科の標準修業年限は、4 年とする。

4 専門職学位課程の標準修業年限は、2 年とする。

5 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、各研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、1 年以上 2 年未満の期間又は 2 年を超える期間とすることができる。

(在学年限)

第 12 条 修士課程及び博士前期課程の在学年限は、4 年とする。

2 博士後期課程の在学年限は、6 年とする。

3 医学研究科及び薬学研究科の在学年限は、8 年とする。

- 4 専門職学位課程の在学年限は、4年とする。ただし、前条第5項により、2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、在学年限を当該標準修業年限の2倍の年数とする。

(学 年)

第13条 学年は、原則毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学 期)

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって変更することができる。

前期又は春期	4月1日から9月30日まで
後期又は秋期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育上必要があると認める場合には、休業日に授業又は試験を行うことができる。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 本大学創立記念日(6月29日)
  - (4) 春期休業、夏期休業、冬期休業
- 2 前項第4号の各休業日は、年度ごとに別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、その都度定めることができる。

## 第6章 教育課程

第16条 (省略)

(授業科目及び単位)

第17条 各授業科目の名称及び単位数は、別表4のとおりとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上

の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項の規定は、専門職学位課程にあつては、研究指導を除くものとする。
- 3 本大学院の授業及び研究指導は、原則として教授が担当する。ただし、研究科において必要な場合は、准教授、講師又は助教が担当することができる。

(授業の方法)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、専門職学位課程においては、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、これを行うことができるものとする。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第20条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定は、専門職学位課程の学生を除くものとする。

(教育方法の特例)

第21条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、各研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第22条 (省略)

## 第7章 履修及び修了要件単位

第23条 (省略)

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、各研究科の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、専門職学位課程において、修得したものとみなすことのできる単位数は、別に定める。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合において準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、各研究科の定めるところにより、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(第51条第1項の規定により修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。ただし、専門職学位課程において、修得したものとみなすことのできる単位数は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 第11条の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修(以下この条において「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第27条 修了に必要な単位数については、別表5のとおりとする。

- 2 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、2年以上在学し、前項に規定する単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定課題研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば、足りるものとする。
- 3 博士後期課程の修了の要件は、3年以上在学し、第1項に規定する単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。なお、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程の在学期間と合わせ、3年以上在学していなければならない。
- 4 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程の修了の要件は、4年以上在学し、第1項に規定する単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 専門職学位課程の修了の要件は、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、第1項に規定する単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。
- 6 第1項から前項までに定めるもののほか、修了要件に関する必要な事項は、別に定める。

第28条 (省略)

## 第8章 入学、転学、休学及び退学等

第29条 ～ 第36条 (省略)

(休学・復学)

第37条 疾病その他やむを得ない事由のため休学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署の所定の休学願を提出して許可を受けるものとする。

- 2 疾病のため、修学することが適当でない認められる者については、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、さらに1年以内に限り延長を認めることができる。
- 4 通算して休学できる期間は、2年を限度とする。
- 5 休学の期間は、第12条の在学年限に算入しないものとする。
- 6 休学事由が解消され、復学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、所定の復学願を提出して許可を受けるものとする。

(留 学)

第38条 本大学院は、本大学が協定又は認定する外国の大学院へ留学を希望する学生に対し、留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第11条に定める修業年限に含めることができる。

(退 学)

第39条 退学しようとする者は、保証人連署の所定の退学願を提出して許可を受けるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退学を命ずることができる。
  - (1) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
  - (2) 正当の理由がなく出席常でない者

(除籍・復籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

- (1) 第12条に定める在学年限を超えた者
  - (2) 第37条第3項及び第4項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
  - (3) 学費を所定の期日までに納入しなかった者
  - (4) 長期にわたり行方不明の者
  - (5) 死亡した者
- 2 前項により除籍された者は、退学願を提出することができないものとする。
  - 3 第1項第3号又は第4号により除籍となった者が所定の復籍願を提出して復籍を願い出た場合は、これを許可することができる。

## 第9章 修了及び学位授与

第41条 (省略)

(学位授与)

第42条 第27条の修了要件を満たすことにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に対し修士の学位を、博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し博士の学位を、専門職学位課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

- 2 前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者に対し、博士の学位を授与することができる。
- 3 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 4 専攻分野の名称その他学位授与に関する必要な事項は、別に定める。

## 第10章 入学金、授業料その他の学費

第43条 (省略)

(納付時期)

第44条 第34条第1項の場合を除き、前条の学費を所定の期限内に納付するものとする。

(休学中の学費)

第45条 休学中の学費の取扱いについては、別に定める。

(復籍の場合の学費)

第46条 第40条第3項により復籍を願い出る場合は、除籍となっていた期間の未納の学費について納めることを要するものとする。

第47条 (省略)

(既納の学費)

第48条 既納の入学金、授業料その他の学費は、返還しないものとする。ただし、入学手続完了後に、入学辞退を希望し、所定の期日までに申し出があった場合は、入学金を除く学費を返還するものとする。

(各種手数料)

第49条 論文審査料その他の各種手数料については、別に定める。

## 第11章 奨学制度

第50条 (省略)

## 第12章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、特別研究学生、 研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生及び特別聴講学生)

第51条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を希望する者に対し、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 ～ 4 (省略)

5 科目等履修生及び特別聴講学生に関するその他必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第52条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の聴講を希望する者に対し、聴講生として入学を許可することができる。ただし、聴講生に対し、単位は与えないものとする。

2 (省略)

3 聴講生に関するその他必要な事項は、別に定める。

第53条 ～ 第56条 (省略)

## 第13章 公開講座

第57条 (省略)

## 第14章 賞 罰

(授 賞)

第58条 学業成績及び人物が優秀な者には、授賞することができる。

2 授賞に関する事項は、別に定める。

(懲 戒)

第59条 教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒には、次の各号に掲げる3種がある。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

3 前項の懲戒が正式に決定するまでの期間、当該学生に対し、謹慎を命じることができる。なお、この期間は前項第2号の懲戒を受けた場合、その期間に

含むものとする。

4 懲戒処分の手続その他必要な事項は、別に定める。

(懲戒の対象)

第60条 前条第2項の懲戒は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 本大学の体面をけがした者
- (4) その他学生としての本分に反する行為のあった者

### 第15章 寄宿舍その他の厚生施設

第61条 (省略)

### 第16章 補則

(細則)

第62条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から全部改正し、施行する。
- 2 授業科目及び単位並びに修了要件単位は、改正後の第17条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する者及び平成30年4月1日以降に在学者の属する年次に転学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 3 (省略)

## 帝京大学 学位規程 (抜粋)

### (目 的)

第1条 この規程は、帝京大学 学則および帝京大学大学院 学則に定めるもののほか、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）に基づき、帝京大学（以下「本学」という）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士、公衆衛生学修士および博士とする。

#### 2 (省略)

3 修士の種類は、次のとおりとする。

修 士 (視能矯正学)

修 士 (看護学)

修 士 (診療放射線学)

修 士 (臨床検査学)

修 士 (救急救護学)

修 士 (柔道整復学)

(一部省略)

#### 4 (省略)

5 公衆衛生学修士の種類は、次のとおりとする。

公衆衛生学修士 (専門職)

6 博士の種類は、次のとおりとする。

博 士 (医学)

博 士 (薬学)

博 士 (視能矯正学)

博 士 (看護学)

博 士 (診療放射線学)

博 士 (臨床検査学)

博 士 (公衆衛生学)

(一部省略)

### (学位授与の要件)

第3条 本学の学部を卒業した者および大学院各研究科の課程を修了した者には、本学学則および大学院学則の定めるところにより、前条の学位を授与する。

2 前項に定める者のほか、本規程の定めるところにより、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、論文を提出して、本学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という）が行う博士論文の審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院各研究科の博士課程を終えて博士の学位を授与される者と同等またはそれ以上の学識を有することが確認（以下「学力の確認」という）された場合には、前条の博士を授与することがで

きる。

(学位の申請)

第4条 前条第1項の規定に基づき、大学院学則第19条第1項～第3項の規定により学位論文の審査を申請しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録のほか研究科委員会が必要と認めたものおよび審査料を添えて学長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により博士の学位を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書のほか研究科委員会が必要と認めたものおよび審査料を添えて学長に提出しなければならない。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に論文を提出するときは、審査料に限り本条第1項の規定によるものとする。

4 審査料は別に定める。

5 前各項の規定により受理した論文および納付した審査料は、これを返却しない。

(学位論文)

第5条 前条の規定により提出する学位論文は一編とし、その提出部数については、研究科委員会の定めるところによる。

2 審査のため必要があるときは、参考として他の論文、訳本又は標本等、その他の参考資料となるものを提出させることができる。

(学位申請の受理)

第6条 第4条の規定により、学位の申請があったときは、学長は関係のある研究科委員会の意見を聞き、これを受理するか否かを決定する。ただし、第3条第1項の規定に該当する者の申請はすべて受理するものとする。

(研究科委員会の指定)

第7条 学長は、前条の規定により受理することに決定した学位論文を、該当する研究科委員会の審査に付する。

(審査委員会)

第8条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査委員会を設ける。審査委員選定については、学長の承認を得るものとする。

2 審査委員会は、当該研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科所属の助教以上の教員を審査委員に委嘱することができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。

3 研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所の教員等を審査委員に委嘱することができる。ただし、当該研究科所属の教授1名以上を含むものとする。

(学力の確認)

第9条 審査委員会は、論文の審査、最終試験等により学力の確認を行う。

(審査の方法)

第10条 第3条第1項の規定により学位(修士または博士)を申請した者については、学位

論文を中心として、これに関連ある授業科目その他について最終試験を行う。

2 第3条第2項の規定により学位を申請した者については、主論文を中心にした審査を行うと共に、本学大学院当該研究科の博士課程を修了した者と同等またはそれ以上の学力を有することを確認するための試験を行う。

3 第1項の試験は口頭または筆答による。

4 第4条第3項の規定により学位を申請する者が、退学後、所定の年限内に学位論文を提出した際には、第2項の規定に基づく試験を免除することができる。

(審査期間)

第11条 第4条第2項または第3項の規定により論文が提出されたときは、原則として提出の日から6ヶ月以内に、論文の審査、試験等により学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は、論文の審査、最終試験等により学力の確認を終了したときは、直ちに論文審査の要旨、最終試験等による学力の確認結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験等による学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、最終試験等による学力の確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第13条 研究科委員会は、前条第1項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の1/2以上の出席を必要とし、出席委員の2/3以上の賛成がなければならない。ただし、学長の出張命令による出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 経済学研究科、法学研究科、文学研究科、外国語研究科および教職研究科については、前項の規定にかかわらず、委員全体の1/2以上の出席を必要とし、出席委員の1/2以上の賛成をもって議決するものとする。

(研究科委員会委員長の報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科委員会の委員長は、その結果を学位論文、論文審査の要旨、最終試験等による学力の確認結果の要旨と共に文書で学長に報告しなければならない。ただし、第12条第2項の規定により最終試験等による学力の確認を行わないこととしたことにより学位を授与できないものと議決したときには、最終試験等による学力の確認結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第15条 学長は、研究科委員会の議決に基づいて、第3条第1項の規定による者については大学院当該課程の修了の可否、第3条第2項の規定による者については、その論文の合否を決定し、合格者には学位を授与する。不合格者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨および審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。  
(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、すでに公表している場合にはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の委員長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、帝京大学審査学位論文である旨を明記し、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取り消し)

第18条 学士、修士、教職修士、公衆衛生学修士または博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返却させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会において前項の議決をする場合には、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第19条 学位記の再交付は原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学位記再交付手数料は別に定める。

(登録)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内に、その旨を文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記および関係書類の様式)

第21条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

2 学位申請関係書類の様式は、研究科委員会の定めるところによる。

第22条 この規程の改正には、教授会または研究科委員会の意見を聞いて学長が行う。但し、学長は理事長の承認を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

(省略)

# 帝京大学大学院医学研究科、薬学研究科、医療技術学研究科、公衆衛生学研究科 博士論文公表に関する施行細則

## (目的)

第1条 この規程は、帝京大学（以下「本学」という）大学院医学研究科、薬学研究科、医療技術学研究科、公衆衛生学研究科（以下「研究科」という）において、本学学位規程（以下「学位規程」という）に基づき学位論文の公表について必要な事項を定める。

## (公表の方法)

第2条 学位規程第16条ならびに第17条に定めるインターネットの利用による公表は本学学術機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という）により公表することをいう。

## (論文要旨等の公表)

第3条 本学において博士の学位を申請する者は、学位論文要旨を電子ファイルにより板橋キャンパス事務部に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により提出された書類を受理し、機関リポジトリにおいて当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に学位論文要旨および審査の結果の要旨を公表する。

## (論文全文の公表)

第4条 本学において博士の学位を申請する者は、学位論文全文の電子ファイルおよび博士論文全文のインターネット公表確認書（所定の用紙）を板橋キャンパス事務部に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により提出された書類を受理し、機関リポジトリにおいて当該博士の学位を授与した日から1年以内に博士論文全文を公表する。

3 学位論文を機関リポジトリにより公表できないやむを得ない事由がある者は、当該研究科の承認を得て、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。

4 研究科は前項により、学位論文の要約が提出された場合は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

5 第3項に定めるやむを得ない事由とは以下のものをいう。

(1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。

(2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合。

(4) その他相当の事由がある場合。

6 第3項に該当する場合において、やむを得ない事由がなくなったときは、すみやかに学位論文全文の電子ファイルおよび博士論文全文のインターネット公表確認書（所定の用紙）を板橋キャンパス事務部に提出しなければならない。

## 附則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

帝京大学大学院薬学研究科・医療技術学研究科・公衆衛生学研究科  
長期履修に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帝京大学大学院学則第26条の規定に基づき、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する者（以下、「長期履修学生」という）に関する取扱いについて定める。

(対 象)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、薬学研究科、医療技術学研究科、公衆衛生学研究科の入学資格を有する者のうち、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 育児、長期介護等の特別の事情のある者
- (3) その他、各研究科において長期履修が必要であると認められた者

2 前項の規定は、公衆衛生学研究科専門職学位課程1年コースの学生を除くものとする。

(申請手続)

第3条 長期履修学生として履修を希望する者は、出願時に、指導予定教員の承認を得て、「長期履修申請書」（別紙様式1）および「長期履修が必要であることを証明する書類」を提出し、各研究科委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

(修業年限)

第4条 長期履修学生の修業年限は、研究科の課程に応じ以下の各号を上限とする。

- (1) 薬学研究科博士課程にあつては5年
- (2) 医療技術学研究科修士課程または博士前期課程および公衆衛生学研究科専門職学位課程にあつては3年
- (3) 医療技術学研究科博士後期課程および公衆衛生学研究科博士後期課程にあつては4年

(在学年限)

第5条 長期履修学生の在学年限は、学則第12条の定めるところによる。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修を認められた者が履修期間の変更を希望する場合は、各研究科の課程に応じ以下の各号の期日までに「長期履修期間変更申請書」（別紙様式2）を提出し、各研究科委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

- (1) 薬学研究科博士課程にあつては3年次年度末
- (2) 医療技術学研究科修士課程または博士前期課程および公衆衛生学研究科専門職学位課程にあつては1年次年度末
- (3) 医療技術学研究科博士後期課程および公衆衛生学研究科博士後期課程にあつて

は2年次年度末

2 前項に規定する履修期間の変更は1回限り、1年間の短縮を認める。

(履修の開始時期)

第7条 長期履修学生となる時期および履修期間を変更する時期は、原則として年度の初めとする。

(教育課程の編成)

第8条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、当該研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(授業料)

第9条 入学時に定められた通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた年限の年数で除した額とする。

2 長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料は、一般の学生と同様の授業料を適用する。

(その他)

第10条 その他、必要な事項は学長が定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、各研究科委員会にて協議し、学長を経て、理事長の承認を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成30年4月1日から施行する。なお、「帝京大学大学院医療技術学研究科長期履修内規」は、この規程の施行に伴い廃止とする。

## 帝京大学 休学時における学費取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は帝京大学大学院医学研究科、薬学研究科、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、外国語研究科、理工学研究科、医療技術学研究科、保健学研究科、教職研究科、公衆衛生学研究科、帝京大学経済学部、法学部、文学部、外国語学部、教育学部、理工学部、および日本語予備教育課程の正規生の休学時における学費の取扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。

(学費の減免措置)

第2条 第1条に該当する学生で、前期(春学期)の休学を希望する者は4月末(理工学部航空宇宙工学科ヘリパイロットコースは2月末)までに、後期(秋学期)の休学を希望する者は10月末(理工学部航空宇宙工学科ヘリパイロットコースは7月末)までに、本学が定める休学の手続きに従って休学届を提出した者は、休学願の許可後に当該年度の各々の学期分の学費を半額免除とする。ただし、外国の徴兵および徴兵にかかわる国民の義務に従事するための休学の場合は、年間3万円を納入しなければならない。また、通信教育課程においては、履修登録をしていない場合に限り、10月末までに本学が定める休学手続きを行った者は、年間2万円の学費を納入しなければならない。

(減免の範囲)

第3条 減免の範囲は「授業料」「施設拡充費」「実験実習費」「図書費」とする。ただし、理工学部においては「授業料」「実験実習費」とし、航空宇宙工学科ヘリパイロットコースの実験実習費は、航空宇宙工学コースの実験実習費と同額として扱う。

(納期時期)

第4条 第2条により許可を受けた者は、所定の期日までに学費を納めなければならない。なお、学費を所定の期日までに納入しなかった者は、本学の学則に則り除籍とする。

(既納の学費)

第5条 既納の学費は理由の如何にかかわらず返還しない。

(その他)

第6条 その他必要な事項は学長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2019(平成31)年3月1日から施行する。

## 帝京大学大学院医学研究科学位運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、帝京大学学位規程（以下「学位規程」という）に基づき、帝京大学大学院医学研究科（以下「本学研究科」という）において授与する学位の種類、審査の方法、その他学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本学研究科において授与する学位は、博士（医学）とする。

### (学位授与の要件)

第3条 本学研究科博士課程を修了した者には、本学大学院学則の定めるところにより、博士（医学）の学位を授与する（以下、本項の規定により授与される学位を「甲博士」という）。

2 前項に定める者のほか、本規程の定めるところにより、本学研究科博士課程を修了していない者であっても、論文を提出して、本学研究科が行う調査を経て申請資格を認められたのち、学位論文の審査に合格し、かつ本学研究科博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することが確認された場合には、博士（医学）の学位を授与することができる（以下、本項の規定により授与される学位を「乙博士」という）。

### (学位の申請)

第4条 甲博士を申請する者は、学位論文審査申請書、学位論文、学位論文要旨、論文目録、参考論文、履歴書、写真、戸籍抄本などのほか、本学大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）が必要と認めたものに審査料を添えて学長に提出しなければならない。

2 乙博士を申請する者は、学位申請書、学位論文、学位論文要旨、論文目録、参考論文、履歴書、戸籍抄本、卒業証明書などのほか、研究科委員会が必要と認めたものに調査料、審査料、特別審査料を添えて学長に提出しなければならない。

3 本学研究科博士課程に4年以上在学し、所要の授業科目について必要とする単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、学位を申請するときも、前項の規定による。ただし退学後3年以内に学位を申請するときは、本条第1項による。

4 前各項の規定により提出した論文および納付した審査料などは、還付しない。

### (学位論文)

第5条 前条の規定により提出する学位論文は、帝京大学大学院医学研究科学位論文審査要領（1）第7条の第1項から第5項までに定める条件を満たさなければならない。

2 審査のため必要があるときは、参考として他の論文、論文の訳文、模型または標本などその他の参考資料となるものを提出させることができる。

(学位申請の受理)

第6条 第4条の規定により学位の申請があったとき、学長は、研究科委員会の意見を聞き、これを受理するか否かを決定する。ただし、甲博士を申請する者については、研究科委員会が申請資格ならびに手続きに問題がないことを確認のうえ、すべて受理する。

(研究科委員会付託)

第7条 学長は、前条の規定により受理することに決定した学位論文を研究科委員会の審査に付する。

(審査委員会)

第8条 前条の規定により審査を付託された研究科委員会は、研究科委員会の教授3名以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 研究科委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本学研究科所属の准教授または講師を審査委員会に加えることができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。
- 3 研究科委員会が必要と認めたときは、前各項の規定にかかわらず、本学研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所などの教員等を審査委員会に加えることができる。ただし、当該研究科所属の教授1名以上を含むものとする。

(学位論文の審査)

第9条 甲博士を申請した者については、学位論文を中心とした審査（以下「論文審査」という）と、学位論文に関連のある授業科目その他について試験を行う。

- 2 乙博士を申請した者でかつ申請が受理された者については、論文審査を行うとともに、専攻学科に関し、本学研究科博士課程を修了して博士（医学）の学位を授与される者と、同等以上の学識を有することを確認するための試験（以下「学力確認試験」という）を行う。ただし、学力確認試験のうち外国語（英語）の学識に関する確認は、別に定める統一語学試験をもって行う。
- 3 試験などは、口答または筆答による。
- 4 第4条第3項に規定される者で、かつ退学後3年以内に学位を申請した者の審査は、本条第1項により行う。
- 5 論文審査は原則公開することとする。ただし、委員以外の者は委員長の許可なく発言することはできない。また、申請者の指導教員および所属する講座の主任教授は参加することはできない。

(審査期間)

第10条 論文審査と、試験または学力確認試験は、学位の申請を受理した日から3ヵ月以内に終了しなければならない。ただし特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

## (審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文審査と、試験または学力確認試験を終了したとき、論文審査と試験などの結果の要旨を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。ただし、論文審査の結果、学位論文の内容が著しく不良であると認めるときは、試験などを行わないことができる。

## (研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。  
2 前項の議決をするときは、研究科委員会委員全員の2分の1以上の出席を必要とし、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、公務または出張、休職中などやむを得ない理由のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

## (学位の授与)

第13条 学長は、研究科委員会の審議に基づいて、甲博士を申請した者については本学研究科博士課程の修了の可否、乙博士を申請した者については、審査の可否を決定し、修了者または合格者に学位を授与する。  
2 修了を否決された者または不合格者には、その旨を通知する。

## (学位論文要旨の公表)

第14条 本学が博士（医学）の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内にその学位論文の内容の要旨と審査の要旨をインターネットの利用により公表する。  
2 施行細則に関しては別に定める。

## (学位論文全文の公表)

第15条 博士（医学）の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既に公表されている場合はこの限りでない。  
2 施行細則に関しては別に定める。

## (学位の名称の使用)

第16条 博士（医学）の学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、帝京大学博士（医学）とする。

## (学位授与の取り消し)

第17条 博士（医学）の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て博士（医学）の学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。  
2 研究科委員会において前項の議決を行うには、第12条2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付は原則として行わない。ただしやむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

2 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

3 学位記再交付手数料は、別に定める。

(登録ならびに文部科学大臣への報告)

第19条 本学において博士(医学)の学位を授与したとき、学長は、学位簿に登録し、学位を授与した日から3ヵ月以内にその旨を文部科学大臣に報告する。

(学位記)

第20条 学位記の様式は学位規程別表のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年12月16日から施行する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成22年10月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。

## 帝京大学大学院医学研究科博士課程早期修了に関する運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、帝京大学大学院学則第27条第4項に基づき、大学院医学研究科博士課程の在学年限の特例に関する取扱いについて定めることを目的とする。

### (適用条件)

第2条 在学年限の特例の適用を受けて博士課程を修了すべく学位論文を提出できる者は、次のすべてに該当している場合とする。

- (1) 3年次の学期末に、修了に必要な所定の単位を修得する見込みのある者
- (2) 指導教授から推薦された者。
- (3) 学位論文が掲載される学術定期刊行物の基準については、帝京大学大学院医学研究科学位論文審査要領(1)第7条第5項の第1号から第4号までに定められた英文の原著論文とする。ただし、原則として Science Citation Index が定義する最新の Impact Factor が 3.5 程度以上であること。

2 前項第3号の基準に関わらず、研究科委員会が種々の事情を考慮し、特に必要と認められた場合に限り、特例として前項の基準を満たすものとして適用することができる。

### (修了の時期)

第3条 この規程による博士課程修了の時期は、3年次の学期末とする。

### (必要手続)

第4条 在学年限の特例の適用を受けようとする者は、3年次の11月14日（日曜・祝日の場合は翌日）までに、帝京大学大学院医学研究科学位論文審査要領(1)第10条に定められている必要書類、および指導教授による早期学位申請に関する推薦書の提出を必要とする。

### (資格審査)

第5条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の資格審査は、前条の申請後、速やかに大学院研究科運営委員会が開催する審査会にて行うものとし、研究科運営委員会の議をもって決定する。

### (決定通知)

第6条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の申請が許可された場合には、速やかに当該申請者に通知し、所定の学位論文審査手続きを行うものとする。

### (学位審査)

第7条 帝京大学大学院医学研究科学位運用規程に則り、学位論文審査を行い、学位申請受理日から3ヵ月以内に、研究科委員会で審査の結果を報告しなければならない。

### (学位授与)

第8条 学位授与については、原則として修了年度の帝京グループ卒業式で行うこととする。

(学納金)

第9条 3年次に修了が決定した場合は、その後の学納金は納付を要しない。

(改正)

第10条 この規程は、医学研究科委員会を経て、理事長の承認を受けて改正することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。

## 帝京大学大学院医学研究科（臨床系）奨学金規程

### （目 的）

第1条 この規程は、帝京大学大学院医学研究科（以下、「本研究科」という）博士課程臨床系専攻科目（以下、「臨床系」という）に在学し、研究に従事しながら臨床を通して自己研鑽を図る者に対し本研究科（臨床系）奨学金（以下、「奨学金」という）を支給し、優れた臨床専門医を養成することを目的とする。

### （対 象）

第2条 本研究科臨床系の大学院生で、以下の者を対象とする。ただし社会人大学院生は除くものとする。

- （1）研究に従事しながら附属病院にて臨床を通して4.5日/週の自己研鑽（以下、「自己研鑽」という）を図る者
- （2）研究に従事しながら附属病院にて病院病理を通して4.5日/週の自己研鑽（以下、「自己研鑽」という）を図る者

### （支給金額）

第3条 支給金額は半年単位とし、300,000円/半年とする（月額5万円/月）。ただし、自己研鑽をする期間が連続した4月～9月と10月～3月の半年に満たない場合の1か月単位での支給はしない。

### （支給方法）

第4条 支給は半年単位で本人の指定口座に振込むものとする。

### （支給期間）

第5条 支給期間は、原則2年とするが、指導教授（教員）の承認により最長3年まで認める。ただし、第2条の2号については、2年とする。

### （支給の申請・決定）

第6条 第2条の対象者は、4月～9月（6か月分）と10月～3月（6か月分）の半年単位で奨学金の申請をし、指導教授（教員）が自己研鑽の状況確認を行った上で、本研究科運営委員会の議を経て研究科長が決定する。

- （2）申請期間、状況確認、振込等の詳細については別途定める。

### （返還免除）

第7条 奨学金の返還は原則として免除する。

### （取 消）

第8条 研究科長は奨学金受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金支給を取消することができる。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 大学院学則にもとづく処分を受けたとき
- (3) 休学したとき
- (4) 授業料を期日までに納めていないとき
- (5) その他奨学金支給が不相当と認める事由が生じたとき

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年度入学者から実施する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成20年度入学者から実施する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 帝京大学大学院薬学研究科学位運用規程

第1条 帝京大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という）の課程修了のための学位論文、並びに本研究科の課程修了によらない博士（薬学）の学位申請論文の取扱いについては帝京大学大学院学則（以下「学則」という）及び帝京大学学位規程（以下「学位規程」という）に定めるもののほか、この運用規程による。

### 第1章 課程による博士論文の取扱い

第2条 学則第42条第1項及び学位規程第4条第1項により博士論文の審査を受けようとする者は、下記の書類及び審査料を本研究科委員会の指定する第4年次以降の日時までに学長に提出しなければならない。

学位論文申請審査願（所定の用紙使用）	1通
学位論文要旨（文字ポイント10.5でA4用紙3枚以内）	1部
学位論文審査願（所定の用紙使用）	1通
学位論文（文字ポイント10.5でA4用紙）	5部
学位論文目録（学位論文に使用した報文又は著書の別刷、写し又は原本を添付）	5部
共著者の承諾書（所定の用紙使用。学位論文に使用した報文又は著書の共著者が、その使用を承諾する旨を明示したものを各報文または著書ごとに提出のこと。）	1部
博士論文全文のインターネット公表確認書	1通
学位論文審査料	別に定める。

第3条 学位規程第7条により学長から博士論文の審査を付託されたとき、本研究科委員会は、学位規程第8条により、論文1篇ごとに主査1名、副査4名以上からなる審査委員会を組織する。

第4条 審査委員会は、すみやかに学則第27条第4項、第42条第1項及び学位規程第10条第1項による論文の審査及び試験を行う。試験は、口述による論文内容の発表及びこれに関連のある科目についての試問とする。

第5条 学位規程第8条第1項及び本規程第3条による主査は、前条の結果について副査と協議の上、直ちに学位規程第12条による審査委員会の報告を本研究科委員会に提出する。

第6条 前条の報告により、本研究科委員会は、学位規程第13条にしたがい、学位を授与すべきか否かを決定する。

第7条 前条の結果につき、本研究科委員会委員長は、学位規程第14条にしたがい、学長に報告する。

第8条 第2条から前条までの「課程による博士論文の取扱い」により学位の申請ができる者は次のとおりとする。

- (1) 本研究科博士課程に在学中の者で、学則第27条第4項に適合する者。
- (2) 本研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者で、退学後、3年以内の者。

第9条 本学が学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内にその学位論文の内容の要旨と審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

- 2 本学が学位を授与したときは、学位を授与した日から1年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表する。
- 3 博士論文公表に関する施行細則は別に定める。

## 第2章 課程によらない博士論文の取扱い

第10条 学位規程第3条第2項により博士の学位の授与を申請する者の研究経歴と研究業績は下表のとおりとする。

なお、表中の「大学の薬学部、薬学科と同等と認められる機関」は下記のものとする。

- (1) 国立、公立又は私立大学の医学部、歯学部、衛生学部等の薬学に関係ある学部、学科あるいはその附属病院
- (2) 国立又は公立の薬学に関係ある研究所、試験所、保健所等の機関
- (3) 財団法人もしくは社団法人組織で薬学に関係ある研究所、学協会等の機関
- (4) 国立、公立又は私立等の病院、診療所、検査センター等で薬学に関係ある十分な施設を有するものと本研究科委員会が認めた機関
- (5) 薬学に関係ある企業で、十分な施設を有することその他、本研究科委員会が前各号に準ずると認めたもの

学位申請者の学歴区分、研究実施施設、研究経歴及び研究業績

区分	施設	大学の薬学部、薬学科及びこれと同等と認められる機関	
		経歴	業績
自然科学系博士の学位を有する者		3年以上 (学位取得後)	論文又は著書3篇以上
自然科学系修士の学位を有する者 又は自然科学系大学(6年制)を卒業した者		4年以上 (学位取得後)	
自然科学系大学(4年制) 又は旧制薬学専門学校を卒業した者		7年以上 (卒業後)	
上記に該当しない者		10年以上	

第11条 学位規程第4条第2項により学位の授与を申請しようとする者は、下記の書類及び審査料を学長に提出しなければならない。

学位論文申請審査願(所定の用紙使用)

1通

紹介状(申請者が有資格者であることを学長に紹介するために本研究科

委員が自筆したもの)	1 通
履歴書 (所定の用紙使用)	1 通
業績目録 (全著者名・雑誌名・巻・頁・年・題名)	1 部
所属機関長の研究期間証明書	1 通
最終学校の卒業証明書又はその写し	1 通
学位論文要旨 (文字ポイント 10.5 で A 4 用紙 3 枚以内)	1 部
学位論文審査願 (所定の用紙使用)	1 通
学位論文 (文字ポイント 10.5 で A 4 用紙)	8 部
学位論文目録 (学位論文に使用した報文又は著書の別刷、写し又は原本を添付)	6 部
共著者の承諾書 (所定の用紙使用。学位論文に使用した報文又は著書の共著者が、その使用を承諾する旨を明示したものを各報文または著書ごとに提出のこと。)	1 部
博士論文全文のインターネット公表確認書	1 通
学位論文審査料	別に定める。

第 1 2 条 前条による学位授与の申請を受理された者については、第 3 条を準用する。

第 1 3 条 審査委員会は、学位規程第 10 条第 2 項により、論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 前項による学力の確認のための試問の範囲は下表のとおりとする。

学位申請者の学力の確認のために行うべき試問

区 分	行 う べ き 試 問
博士又は修士の学位を有する者	専攻及び関連学術に関する試問
大学卒業者 (4 年制又は 6 年制) 又は旧制専門学校卒業者	専攻及び関連学術に関する試問及び外国語 (英語)
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問及び外国語 (英語) 並びに基礎学力確認のための試問

第 1 4 条 前条に続く博士論文の取扱いについては、本規程第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条を準用する。

附則

- 1 本施行細則は昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 本施行細則は平成 7 年 1 月 1 日から改定施行する。
- 3 本施行細則は平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 平成 25 年 4 月 1 日から本施行細則を運用規程に改め施行する。
- 5 本運用規程は平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 本運用規程は平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 本運用規程は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

## 帝京大学大学院医療技術学研究科学位運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、帝京大学学位規程（以下「学位規程」という）に基づき、帝京大学大学院医療技術学研究科（以下「本学研究科」という）において授与する学位の種類、審査の方法、その他学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本学研究科において授与する学位は、修士と博士とする。

### (学位授与の要件)

第3条 本学研究科博士前期（修士）課程を修了した者には、本学大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

2 本学研究科博士後期（博士）課程を修了した者には、本学大学院学則の定めるところにより、博士の学位を授与する（以下、本項の規定により授与される学位を「甲博士」という）。

3 前項に定める者のほか、本規程の定めるところにより、本学研究科博士後期（博士）課程を修了していない者であっても、論文を提出して、本学研究科が行う調査を経て申請資格を認められたのち、学位論文の審査に合格し、かつ本学研究科博士後期（博士）課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することが確認された場合には、博士の学位を授与することができる（以下、本項の規定により授与される学位を「乙博士」という）。

### (学位の申請)

第4条 修士を申請する者は、「帝京大学大学院医療技術学研究科学位（修士）論文審査要領」（以下、「要領（1）」）に規定される学位申請に必要な提出書類を、指導教授を経て学長に提出しなければならない。

2 甲博士を申請する者は、「帝京大学大学院医療技術学研究科学位（博士）論文審査要領」（以下、「要領（2）」）に規定される学位申請に必要な提出書類を、指導教授を経て学長に提出しなければならない。

3 乙博士を申請する者は、「帝京大学大学院医療技術学研究科課程によらない博士論文審査要領」（以下、「要領（3）」）に規定される学位申請に必要な書類を、紹介教授を経て学長に提出しなければならない。

4 本学研究科博士後期（博士）課程に3年以上在学し、所要の授業科目について必要とする単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、学位を申請するときも、前項の規定による。ただし退学後3年以内に学位を申請するときは、本条第2項による。

5 前各項の規定により提出した論文および納付した審査料などは、還付しない。

## (学位論文)

- 第5条 前条第1項の規定により提出する学位論文は、要領（1）第7条に定める条件を満たさなければならない。
- 2 前条第2項の規定により提出する学位論文は、要領（2）第7条第1項から第4項までに定める条件を満たさなければならない。
  - 3 前条第3項の規定により提出する学位論文は、要領（3）第12条に定める条件を満たさなければならない。
  - 4 審査のため必要があるときは、参考として他の論文、本・論文の訳文、模型または標本などその他の参考資料となるものを提出させることができる。

## (学位申請の受理)

- 第6条 第4条の規定により学位の申請があったとき、学長は、研究科委員会の意見を聞き、これを受理するか否かを決定する。ただし、修士、甲博士を申請する者については、研究科委員会が申請資格ならびに手続きに問題がないことを確認のうえ、すべて受理する。

## (研究科委員会付託)

- 第7条 学長は、前条の規定により受理することに決定した学位論文を研究科委員会の審査に付する。

## (審査委員会)

- 第8条 前条の規定により審査を付託された研究科委員会は、審査委員会を設ける。審査委員選定については、学長の承認を得るものとする。
- 2 審査委員会は、当該研究科所属の教授3名以上の審査委員で組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科所属の准教授または講師を審査委員に委嘱することができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。
  - 3 研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科所属以外の本学教員または他大学の大学院、研究所の教員等を審査委員に委嘱することができる。ただし、当該研究科所属の教授1名以上を含むものとする。

## (学位論文の審査)

- 第9条 修士、甲博士を申請した者については、学位論文を中心とした審査（以下「論文審査」という）と、学位論文に関連のある授業科目その他について試験を行う。
- 2 乙博士を申請した者でかつ申請が受理された者については、論文調査および論文審査を行うとともに、専攻領域に関し、本学研究科博士後期（博士）課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認するための試験（以下「学力確認試験」という）を行う。ただし、学力確認試験のうち外国語（英語）の学識に関する確認は、別に定める語学試験をもって行う。
  - 3 試験、学力確認試験は、口答または筆答による。

- 4 第4条第4項に規定される者で、かつ退学後3年以内に学位を申請した者の審査は、本条第1項により行う。
- 5 論文審査は原則公開とする。ただし、委員以外の者は委員長の許可なく発言することはできない。また、申請者の指導教員は参加することはできない。

(審査期間)

第10条 論文審査と、試験または学力確認試験は、学位の申請を受理した日から3ヵ月以内に終了しなければならない。ただし特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文審査と、試験または学力確認試験を終了したとき、論文審査と試験などの結果の要旨を文書(様式11、12)をもって研究科委員会に報告しなければならない。ただし、論文審査の結果、学位論文の内容が著しく不良であると認めたときは、試験などを行わないことができる。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。  
2 前項の議決をするときは、委員全員の2分の1以上の出席を必要とし、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、公務または出張、休職中などやむを得ない理由のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(学位の授与)

第13条 学長は、研究科委員会の審議に基づいて、修士または甲博士を申請した者については本学研究科各課程の修了の可否、乙博士を申請した者については、審査の合否を決定し、修了者または合格者に学位を授与する。  
2 修了を否決された者または不合格者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨ならびに学位論文全文の公表)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内にその学位論文の内容の要旨と審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。  
2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、すでに公表している場合にはこの限りではない。  
3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の委員長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。  
4 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、帝京大学審査学位論文である旨を明記し、インターネットの利用により行うものとする。

- 5 博士論文公表に関する施行細則は別に定める。

(学位の名称の使用)

第15条 修士の学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位規程第2条第3項に定めたとおりとする。

- 2 博士の学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位規程第2条第6項に定めたとおりとする。

(学位授与の取り消し)

第16条 修士、博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て修士、博士の学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 研究科委員会において前項の議決を行うには、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付は原則として行わない。ただしやむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

- 2 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。
- 3 学位記再交付手数料は、別に定める。

(登録ならびに文部科学大臣への報告)

第18条 本学において学位を授与したとき、学長は、学位簿に登録し、博士の学位を授与した日から3ヵ月以内にその旨を文部科学大臣に報告する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成25年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は平成25年10月1日から改定施行する。
- 4 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

## 帝京大学大学院医療技術学研究科学位(修士)論文審査要領

### (目的)

第1条 帝京大学（以下「本学」という）大学院医療技術学研究科（以下「研究科」という）における、帝京大学大学院医療技術学研究科学位運用規程（以下「運用規程」という）第3条第1項の規定により授与される学位（以下「修士」という）の申請および審査は、帝京大学学位規程（以下「学位規程」という）および運用規程に定めるもののほか、本審査要領（要領（1））に従うものとする。

### (修士の申請資格)

第2条 修士の学位を申請できる者は、以下の各号すべてを満たす者でなければならない。

- (1) 学位申請日に、本学研究科博士前期（修士）課程の第2学年に在学している。
- (2) 本学大学院学則が研究科博士前期（修士）課程修了の要件として規定する所要の授業科目について、必要とする単位を修得している（見込みを含む）。
- (3) 学位論文の作成などに対して必要な研究指導を受けている。

第3条 第2条の規定にかかわらず、以下の各号すべてを満たしている場合、学位を申請することができる。

- (1) 学位申請日に、本学研究科博士前期(修士)課程の第1学年に在学している。
- (2) 在学期間中に本学大学院学則第27条第2項ただし書きに規定される優れた研究業績を上げている。優れた研究業績の基準は別に定める。
- (3) 本学大学院学則が研究科博士前期（修士）課程修了の要件として規定する所要の授業科目について、必要とする単位を修得している（見込みを含む）。
- (4) 学位論文の作成などに対して必要な研究指導を受けている。

### (専攻科目)

第4条 学位を申請するときに、学位申請者は、本学研究科博士前期（修士）課程在学時の専攻で学位を申請しなければならない。

### (申請)

第5条 学位申請者は、本審査要領に規定される学位申請に必要な提出書類（以下「学位申請書類」という）を、指導教授を経て学長に提出しなければならない。

- 2 学位申請とは、学位申請書類すべてが、大学事務局に提出された状態をいい、提出が完了した日を学位申請日とする。

### (学位申請の時期)

第6条 本審査要領第2条および第3条の該当者については、修了見込み年次の4月1日から翌年1月第2週までに学位申請を行うことができる。

## (学位論文)

第7条 学位論文は、本人筆頭で学術論文形式に沿ったものとする。単著・共著、和文・英文の別を問わない。

## (参考論文)

第8条 参考論文は、学術論文形式に沿ったものとする。

## (参考資料)

第9条 参考資料は、学位申請者が著作に係わった研究論文、本・論文の訳文、模型または標本などとする。

## (学位申請書類)

第10条 修士の学位を申請する者は、以下の各号の書類を提出し、所定の手数料を納入しなければならない。

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| (1) 学位論文審査願（所定の用紙使用 様式1A）    | 1部              |
| (2) 学位論文（原著がある場合は別刷添付）       | 4部              |
| (3) 学位論文要旨（所定の用紙使用 様式3）      | 4部              |
| (4) 学位論文目録（所定の用紙使用 様式2）      | 4部              |
| (5) 参考論文（原著別刷添付）             | 4部              |
| (6) 参考論文目録（所定の用紙使用 様式4）      | 4部              |
| (7) 参考資料（印刷物など添付）            | 4部              |
| (8) 参考資料目録（所定の用紙使用 様式5）      | 4部              |
| (9) 履歴書（所定の用紙使用 様式10）        | 1通              |
| (10) 写真（履歴書貼付）               | 1葉              |
| (11) 住民票記載事項証明書              | 1通              |
| (12) 最終学校の卒業証明書              | 1通              |
| (13) その他、研究科委員会が必要と認めたもの     |                 |
| (14) 倫理委員会からの審査結果通知書の写し      | 1通（該当しない場合は除く。） |
| (15) 利益相反管理委員会からの審査結果通知書の写し  | 1通（該当しない場合は除く。） |
| (16) 学位論文審査料納入書（所定の用紙使用 様式6） | 1通              |
| (17) 学位論文審査料                 | 別に定める。          |

2 本条第1項第3号に規定される学位論文要旨は、以下の各号によるものとする。

- (1) 冒頭に論文題名、著者名を明記すること。
- (2) 学位論文の内容を1600字以上2000字以内に要約したものであること。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

3 学位申請者が参考論文に該当する業績を持たない場合は、本条第1項第6号に規定され

- る参考論文目録にその旨記載の上、提出のこと。
- 4 学位申請者が参考資料に該当する業績を持たない場合は、本条第1項第8号に規定される参考資料目録にその旨記載の上、提出のこと。
  - 5 本条第1項第9号に規定される履歴書は所定の様式によるものとする。ただし、記載項目のうち学会発表については、一覧表を添付することで代えても良い。
  - 6 本条第1項第9号に規定される履歴書に記載する学会発表は、演者全員の氏名、発表題名、発表した学会名称および開催回数、発表年月日に記載するものとする。
  - 7 本条第1項第9号に規定される履歴書に記載する学歴、職歴に、休学、休職の期間がある場合には、その期間を明示しなければならない。
  - 8 本条第1項第10号に規定される写真は、以下の各号を満たすものとする。
    - (1) 縦4cm×横3cmの大きさであること。
    - (2) 証明用写真として不適切な写真は、不可とする。
    - (3) 履歴書の所定欄に貼付すること。
  - 9 本条第1項第11号に規定される住民票記載事項証明書は、学位申請日の3ヵ月前の日以後に発行されたものであること。
  - 10 本条第1項第12号に規定される卒業証明書のうち、帝京大学医療技術学部各学科の卒業証明書については、提出を要しない。
  - 11 本条第1項第17号に規定される審査料の金額および納入については、別に定める。

第11条 学位論文が共同の著作である場合には、本審査要領第10条に規定されるもののほか、学位論文として使用することの承諾書（様式7）を、あわせて提出しなければならない。

#### （受 理）

- 第12条 研究科委員会は、提出書類をもとに、学位申請者の申請資格と手続きの妥当性を確認する。
- 2 本審査要領第3条第1項第2号の申請資格で学位申請した者については、申請者が本学研究科博士前期（修士）課程在学中に上げた研究業績が、本大学院学則第27条第2項に規定される優れた研究業績に該当することを、研究科委員会によって承認されなければならない。
  - 3 学位申請者の申請資格および手続きに問題ないことが確認された場合、学長は学位申請をすべて受理する。
  - 4 学位申請者が申請資格を満たしていることおよび手続きに不備がないことが確認された研究科委員会の開催日を、学位申請の受理日とする。

#### （審 査）

- 第13条 受理された学位申請について、学長はその審査を研究科委員会に付託する。
- 2 審査を付託された研究科委員会は、ただちに審査委員会を設置する。
  - 3 審査は、学位申請者がその専攻分野において、研究者として自立した活動を行うに必要

な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を有することを確認するものである。

(審査委員会および審査委員)

第14条 審査委員会は、審査として論文審査および試験を実施する。

- 2 審査委員会は、受理日から3ヵ月以内に、研究科委員会で審査の結果を報告しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。
- 3 審査委員会は、3名以上5名以下の委員で構成するものとする。
- 4 審査委員は、研究科委員会の承認に基づき、学長が任命する。
- 5 審査委員は審査する学位論文に最も関連ある分野を専攻領域とする研究科委員会委員の教授から選ぶことを原則とする。ただし、運用規程第8条第2項および同第3項の規定により、本学研究科所属以外の者を審査委員(副査)とすることを妨げない。
- 6 審査委員のうち1名を主査とし、他を副査とする。主査は、審査委員会を主催する。
- 7 審査委員会は、委員全員の出席がなければ成立しない。

(論文審査)

第15条 論文審査は、学位論文が、学位申請者自らの研究をまとめた論文であることを確認するとともに、本学が修士の学位を授与するにふさわしい論文か否かについて審査するものとする。

(試験)

第16条 審査委員会は、論文審査終了後すみやかに試験を実施するものとする。ただし、論文審査の結果、審査委員会が、学位論文の内容が著しく不良であると認めたときは、試験を行わないことができる。

- 2 試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。
- 3 試験は、審査委員全員により口答または筆答にて行う。

(審査委員会の報告)

第17条 審査委員会は、論文審査の結果および試験の結果を文書で研究科委員会に提出する。ただし、本審査要領第16条第1項ただし書きの規定により、試験を行わなかった場合は、試験に係る報告を要しない。

- 2 提出する書類は、以下の各号のとおりとする。
  - (1) 学位論文審査及び試験合否判定報告書(主査 様式11A)
  - (2) 学位論文審査及び試験合否判定報告書(副査 様式12A)
- 3 副査は、以下の各号の内容または意見を中心とした審査の要旨を文書にまとめ、本条第2項第2号の報告書に記載する。
  - (1) 学位論文の大意
  - (2) 申請者の研究能力(学力、独創性、研究推進性など)

(3) 学位論文の研究価値

(4) 論文審査の判定

(5) 試験の結果

4 主査は、審査委員会全体の審査の要旨を文書にまとめ、本条第2項第1号の報告書に記載する。中心となる報告事項は前項の各号に準ずる。

5 本条第3項第4号の論文審査の判定は、可または否のいずれかとする。

6 本条第3項第5号の試験の結果確認された専攻学術は、可または否のいずれかとする。

7 審査委員会は、論文審査および試験の成績により学位授与の可否について最終意見を述べる。

(研究科委員会の審議)

第18条 研究科委員会は、提出された審査委員会からの審査報告書、審査要旨および審査委員会主査の説明に基づいて、審査結果を審議する。ただし、公務または出張もしくは病気などのやむを得ない理由により主査が説明できない場合には、副査が代行するものとする。

2 研究科委員会は、前項の審議に基づき学位授与の可否を議決するものとする。

3 学位授与の可否の議決は、研究科委員会委員全員の2分の1以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成により決定する。ただし、公務または出張、休職中などのやむを得ない理由のため出席することができない委員は委員の数に算入しない。

4 研究科長は、本条第2項の議決の結果を、文書で学長に報告しなくてはならない。

附 則

1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は平成25年10月1日から改定施行する。

3 この規程は平成28年4月1日から改定施行する。

4 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

## 帝京大学大学院医療技術学研究科学位(博士)論文審査要領

(目 的)

第1条 帝京大学（以下「本学」という）大学院医療技術学研究科（以下「研究科」という）における、帝京大学大学院医療技術学研究科学位運用規程（以下「運用規程」という）第3条第2項の規定により授与される学位（以下「甲博士」という）の申請および審査は、帝京大学学位規程（以下「学位規程」という）および運用規程に定めるもののほか、本審査要領（要領（2））に従うものとする。

(甲博士の申請資格)

第2条 甲博士の学位を申請できる者は、本審査要領第3条の第1項から第3項までのうち、いずれか一つを満たす者でなければならない。

第3条 以下の各号をすべて満たす者

- (1) 学位申請日に、本学研究科博士後期（博士）課程の第3学年に在学している。
- (2) 本学大学院学則が研究科博士後期（博士）修了の要件として規定する所要の授業科目について、必要とする単位を修得している（見込みを含む）。
- (3) 学位論文の作成などに対して必要な研究指導を受けている。

2 以下の各号をすべて満たす者

- (1) 学位申請日に、本学研究科博士前期（修士）課程の在学期間とあわせ、3年以上在学しているもの。ただし、在学年数には、休学または留年をした年度は含まないものとする。
- (2) 在学期間中に本学大学院学則第27条第3項ただし書きに規定される優れた研究業績を上げている（別途定める）。
- (3) 本学大学院学則が研究科博士後期（博士）課程修了の要件として規定する所要の授業科目について、必要とする単位を修得している（見込みを含む）。
- (4) 学位論文の作成などに対して必要な研究指導を受けている。

3 以下の各号をすべて満たす者

- (1) 以下の要件をすべて満たしたうえで本学研究科博士後期（博士）課程を退学している。
  - ① 本学研究科博士後期（博士）課程に3年在学した。ただし、在学年数には、休学または留年をした年度は含まないものとする。
  - ② 本学大学院学則が研究科博士後期（博士）課程修了の要件として規定する所要の授業科目について、必要とする単位を修得している。
  - ③ 学位論文の作成などに対して必要な研究指導を受けている。
- (2) 退学日から3年以内である。

(専攻科目)

第4条 甲博士の学位を申請するときに、学位申請者は、本学研究科博士後期（博士）課程在学時の専攻で学位を申請しなければならない。

(申請)

第5条 学位申請者は、本審査要領に規定される学位申請に必要な提出書類（以下「学位申請書類」という）を、指導教授を経て学長に提出しなければならない。

- 2 学位申請とは、学位申請書類すべてが、大学事務局に提出された状態をいい、提出が完了した日を学位申請日とする。

(学位申請の時期)

第6条 本審査要領第3条第1項および同条第2項の該当者については、修了見込み年次の4月1日から翌年1月第2週まで随時学位申請を行うことができる。

- 2 本審査要領第3条第3項の該当者は、退学日から3年以内に随時学位申請を行うことができる。

(学位論文)

第7条 学位論文は、学位申請日において、公表された学術研究論文もしくは公表されることが決定されている学術研究論文でなければならない。単著・共著、和文・英文の別を問わない。

- 2 学位論文の編数は、1編とする。ただし、同一の主題について行われた研究が2編に分かれて発表されたものである場合には、その2編を提出することができる。
- 3 学位論文はレフェリー制度を備え定期刊行されている学術誌または電子ジャーナルに掲載された原著論文であること。
- 4 学位論文が共著である場合は、学位申請者の筆頭論文とし、学位申請者の指導教授が、共同著者として含まれていること。
- 5 第3条第2項による学位論文にあつては、学術定期刊行物は、査読のある本学発行の雑誌、医学中央雑誌、PubmedまたはJournal Citation Reportに掲載されている論文とする。

(参考論文)

第8条 参考論文については、本審査要領第7条第1項に準ずる。

- 2 参考論文の編数は、1編とする。
- 3 参考論文が掲載される学術定期刊行物（電子ジャーナルを含む）は、本審査要領第7条第3項に準ずる。

(参考資料)

第9条 参考資料は、学位申請者が著作に係わった著述業績のうち、原著の研究論文または症例報告もしくはそれに準ずる内容を持ったものなどを指す。

- 2 参考資料は、学術定期刊行物（電子ジャーナルを含む）に掲載されたものとする。
- 3 参考資料は、本・論文の訳文、模型または標本などとする。

（学位申請に必要な提出書類）

第10条 甲博士の学位を申請する者は、以下の各号の書類を提出し、所定の手数料を納入しなければならない。

- |  |                 |
|--|-----------------|
| (1) 学位論文審査願（所定の用紙使用 様式1 A）                   | 1 部             |
| (2) 学位論文（原著がある場合は別刷添付）                       | 4 部および電子ファイル    |
| (3) 学位論文要旨（所定の用紙使用 様式3）                      | 4 部および電子ファイル    |
| (4) 学位論文目録（所定の用紙使用 様式2）                      | 4 部             |
| (5) 参考論文（原著別刷添付）                             | 4 部             |
| (6) 参考論文目録（所定の用紙使用 様式4）                      | 4 部             |
| (7) 参考資料（印刷物・記録添付）                           | 4 部             |
| (8) 参考資料目録（所定の用紙使用 様式5）                      | 4 部             |
| (9) 履歴書（所定の用紙使用 様式1 0）                       | 1 通             |
| (1 0) 写真（履歴書貼付）                              | 1 葉             |
| (1 1) 住民票記載事項証明書                             | 1 通             |
| (1 2) 最終学校の卒業証明書                             | 1 通             |
| (1 3) 倫理委員会からの審査結果通知書の写し                     | 1 通（該当しない場合は除く） |
| (1 4) 利益相反管理委員会からの審査結果通知書の写し                 | 1 通（該当しない場合は除く） |
| (1 5) 博士論文全文のインターネット公表確認書<br>（所定の用紙使用 様式1 5） | 1 通             |
| (1 6) その他、研究科委員会が必要と認めたもの                    |                 |
| (1 7) 学位論文審査料納入書（所定の用紙使用 様式6）                | 1 通             |
| (1 8) 学位論文審査料                                | 別に定める。          |

2 本条第1項第3号に規定される学位論文要旨は、以下の各号によるものとする。

- (1) 冒頭に論文題名、著者名、掲載誌名、掲載巻号数、掲載年が、明記されていること。  
また、印刷公表前である場合には、あわせて「掲載見込み」であることを明記すること。
- (2) 学位論文の内容を1 6 0 0字以上2 0 0 0字以内に要約したものであること。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A 4版とする。

3 学位申請者が参考資料に該当する業績を持たない場合は、本条第1項第8号に規定される参考資料目録にその旨記載の上、提出のこと。

4 本条第1項第9号に規定される履歴書は所定の様式によるものとする。ただし、記載項目のうち学会発表については、一覧表を添付することで代えても良い。

5 本条第1項第9号に規定される履歴書に記載する学会発表は、演者全員の氏名、発表題名、発表した学会名称および開催回数、発表年月日を記載するものとする。

6 本条第1項第9号に規定される履歴書に記載する学歴、職歴に、休学、休職の期間があ

る場合には、その期間を明示しなければならない。

7 本条第1項第10号に規定される写真は、以下の各号を満たすものとする。

- (1) 縦4cm×横3cmの大きさであること。
- (2) 証明用写真として不適切な写真は、不可とする。
- (3) 履歴書の所定欄に貼付すること。

8 本条第1項第11号に規定される住民票記載事項証明書は、学位申請日の3ヵ月前の日以後に発行されたものであること。

9 本条第1項第12号に規定される卒業証明書のうち、帝京大学医療技術学部各学科の卒業証明書については、提出を要しない。

10 本条第1項第18号に規定される審査料の金額および納入については、別に定める。

第11条 学位申請日において、学位論文および参考論文の一部または全部が公表されていない場合は、前条に規定される提出書類のほか、該当論文についての掲載証明書を提出しなければならない。

2 掲載証明書は、当該雑誌編集委員会などの公印のあるものとする。ただし、当該雑誌編集委員会等の方針により、掲載証明書が発行されない場合は、掲載証明書が発行されない経緯を記した学位申請者の報告書と掲載決定が通知された文書をもって、掲載証明書に代えることができる。

第12条 本審査要領第3条第3項の申請資格で甲博士の学位を申請する者については、本審査要領第10条および第11条に規定される提出書類のほか、本学研究科博士後期（博士）課程の単位修得証明書を提出しなければならない。

第13条 学位論文が共同の著作である場合には、本審査要領第10条、第11条、第12条に規定されるもののほか、学位論文として使用することの承諾書（様式7）を、あわせて提出しなければならない。

(受 理)

第14条 研究科委員会は、提出書類をもとに、学位申請者の申請資格と手続きの妥当性を確認する。

2 本審査要領第3条第2項の申請資格で学位申請した者については、申請者が本学研究科博士後期（博士）課程在学中に上げた研究業績が、本大学院学則第27条第3項に規定される優れた研究業績に該当することを、研究科委員会によって承認されなければならない。

3 学位申請者の申請資格および手続きに問題ないことが確認された場合、学長は学位申請をすべて受理する。

4 学位申請者が申請資格を満たしていることおよび手続きに不備がないことが確認された研究科委員会の開催日を、学位申請の受理日とする。

## (審査)

- 第15条 受理された学位申請について、学長はその審査を研究科委員会に付託する。
- 2 審査を付託された研究科委員会は、ただちに審査委員会を設置する。
  - 3 審査は、学位申請者がその専攻分野において、研究者として自立した活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を有することを確認するものである。

## (審査委員会および審査委員)

- 第16条 審査委員会は、審査として論文審査および試験を実施する。
- 2 審査委員会は、受理日から3ヵ月以内に、研究科委員会で審査の結果を報告しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。
  - 3 審査委員会は、3名以上5名以下の委員で構成するものとする。
  - 4 審査委員は、研究科委員会の承認に基づき、学長が任命する。
  - 5 審査委員は審査する学位論文に最も関連ある分野を専門領域とする研究科委員会委員の教授から選ぶことを原則とする。ただし、運用規程第8条第2項および同第3項の規定により、本学研究科所属以外の者を審査委員（副査）とすることを妨げない。
  - 6 審査委員のうち1名を主査とし、他を副査とする。主査は、審査委員会を主催する。
  - 7 審査委員会は、委員全員の出席がなければ成立しない。

## (論文審査)

- 第17条 論文審査は、学位論文が、学位申請者自らの計画、実行による実験研究をまとめた、原著の研究論文であることを確認するとともに、学位論文が、本学博士後期（博士）課程の学位を授与するにふさわしい、高度な研究内容と独創性を備えているか否かについて審査するものとする。

## (試験)

- 第18条 審査委員会は、論文審査終了後すみやかに試験を実施するものとする。ただし、論文審査の結果、審査委員会が、学位論文の内容が著しく不良であると認めたときは、試験を行わないことができる。
- 2 試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。
  - 3 試験は、審査委員全員により口答または筆答にて行う。

## (審査委員会の報告)

- 第19条 審査委員会は、論文審査の結果および試験の結果を文書で研究科委員会に提出する。ただし、本審査要領第18条第1項ただし書きの規定により、試験を行わなかった場合は、試験に係る報告を要しない。
- 2 提出する書類は、以下の各号のとおりとする。
    - (1) 学位論文審査及び試験合否判定報告書（主査 様式11B）

- (2) 学位論文審査及び試験合否判定報告書(副査 様式12B)
- 3 副査は、以下の各号の内容または意見を中心とした審査の要旨を文書にまとめ、本条第2項第2号の報告書に記載する。
- (1) 学位論文の大意
  - (2) 申請者の研究能力(学力、独創性、研究推進性など)
  - (3) 学位論文の研究価値
  - (4) 論文審査の判定
  - (5) 試験の結果
- 4 主査は、審査委員会全体の審査の要旨を文書にまとめ、本条第2項第1号の報告書に記載する。中心となる報告事項は前項の各号に準ずる。
- 5 本条第3項第4号の論文審査の判定は、可または否のいずれかとする。
- 6 本条第3項第5号の試験の結果確認された専攻学術は、可または否のいずれかとする。
- 7 審査委員会は、論文審査および試験の成績により学位授与の可否について最終意見を述べる。

(研究科委員会の審議)

- 第20条 研究科委員会は、提出された審査委員会からの審査報告書、審査要旨および審査委員会主査の説明に基づいて、審査結果を審議する。ただし、公務または出張もしくは病気などのやむを得ない理由により主査が説明できない場合には、副査が代行するものとする。
- 2 研究科委員会は、前項の審議に基づき学位授与の可否を議決するものとする。
- 3 学位授与の可否の議決は、研究科委員会委員全員の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成により決定する。ただし、公務または出張、休職中などのやむを得ない理由のため出席することができない委員は委員の数に算入しない。
- 4 研究科長は、本条第2項の議決の結果を、文書で学長に報告しなくてはならない。

附 則

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成25年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は平成25年10月1日から改定施行する。
- 4 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

## 帝京大学大学院医療技術学研究科博士前期（修士）課程早期修了に関する運用規程

### （目 的）

第1条 この規程は、帝京大学大学院学則第27条第2項に基づき、大学院医療技術学研究科博士前期（修士）課程の在学年限の特例に関する取扱いについて定めることを目的とする。

### （適用条件）

第2条 在学年限の特例の適用を受けて博士前期（修士）課程を修了すべく学位論文を提出できる者は、次のすべてに該当している場合とする。

- (1) 1年次の学年末に、修了に必要な所定の単位を修得する見込みのある者
- (2) 指導教授から推薦された者。
- (3) 学位論文が掲載される学術定期刊行物の基準については、帝京大学大学院医療技術学研究科（修士）論文審査要領（以下、要領（1）とする）第7条に定められた原著論文でかつ英文とする。ただし、原則として以下のいずれかに該当する場合とする。

(ア) Science Citation Index が定義する最新の Impact Factor が 2.0 程度以上の雑誌に受理された場合。この場合、主論文と副論文 1 編の両者を合わせた Impact Factor を用いることができる。ただし、副論文については、在学中に上記雑誌に受理されたもので、要領（1）第8条を満たし、かつ英文で書かれたものとする。共著の場合は、学位申請者の筆頭論文とし、学位申請者の指導教授が共同著者として含まれていること。

(イ) 各専攻の専門領域において、主論文が Impact Factor 上位 20 番以内の学術雑誌に受理された場合。

(ウ) 各専攻の中でもさらに専門的な領域、または、他領域との学際的領域の雑誌については、専門家の意見を参考に、研究科委員会において優秀と認められる場合。

2 前項第3号の基準に関わらず、研究科委員会が種々の事情を考慮し、特に必要と認めた場合に限り、特例として前項の基準を満たすものとして適用することができる。

### （修了の時期）

第3条 この規程による博士前期（修士）課程修了の時期は、1年次の学年末とする。

### （必要手続）

第4条 在学年限の特例の適用を受けようとする者は、1年次の11月14日（日曜・祝日の場合は翌日）までに、帝京大学大学院医療技術学研究科学位（修士）論文審査要

領第10条に定められている必要書類に加え、指導教授による早期学位申請に関する推薦書および研究業績一覧の提出を必要とする。

(資格審査)

第5条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の申請資格は、前条の手続き後、速やかに研究科委員会にて審査し、承認されなければならない。

(決定通知)

第6条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の申請が許可された場合には、速やかに当該申請者に通知し、所定の学位論文審査手続きを行うものとする。

(学位審査)

第7条 帝京大学大学院医療技術学研究科学位運用規程に則り、学位論文審査を行い、学位申請受理日から3ヵ月以内に、研究科委員会で審査の結果を報告しなければならない。ただし、研究科委員会は有資格者の中から、特に優秀であると認められた者に対して早期修了を認めるものとする。

(学位授与)

第8条 学位授与については、原則として修了年度の帝京グループ卒業式で行うこととする。

(学納金)

第9条 早期に修了が決定した場合は、その後の学納金は納付を要しない。

(改正)

第10条 この規程は、医療技術学研究科委員会を経て、理事長の承認を受けて改正することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。

## 帝京大学大学院医療技術学研究科博士後期（博士）課程早期修了に関する運用規程

### （目 的）

第1条 この規程は、帝京大学大学院学則第27条第3項に基づき、大学院医療技術学研究科博士後期（博士）課程の在学年限の特例に関する取扱いについて定めることを目的とする。

### （適用条件）

第2条 在学年限の特例の適用を受けて博士後期（博士）課程を修了すべく学位論文を提出できる者は、次のすべてに該当している場合とする。

- (1) 早期修了予定の学年末に、修了に必要な所定の単位を修得する見込みのある者。
- (2) 指導教授から推薦された者。
- (3) 学位論文が掲載される学術定期刊行物の基準については、帝京大学大学院医療技術学研究科（博士）論文審査要領（以下、要領（2）とする）第7条第1項から第5項までに定められた原著論文でかつ英文とする。ただし、原則として以下のいずれかに該当する場合とする。
  - (ア) Science Citation Index が定義する最新の Impact Factor が 3.0 程度以上の雑誌に受理された場合。この場合、主論文と副論文 1 編の両者を合わせた Impact Factor を用いることができる。ただし、副論文については、在学中に上記雑誌に受理されたもので、要領（2）第7条第1項、第3項、第4項に準じ、かつ英文とする。
  - (イ) 各専攻の専門領域において、主論文が Impact Factor 上位 5 番以内の学術雑誌に受理された場合。
  - (ウ) 各専攻の中でもさらに専門的な領域、または、他領域との学際的領域の雑誌については、専門家の意見を参考に、研究科委員会において優秀と認められた場合。

2 前項第3号の基準に関わらず、研究科委員会が種々の事情を考慮し、特に必要と認めた場合に限り、特例として前項の基準を満たすものとして適用することができる。

### （修了の時期）

第3条 この規程による博士後期（博士）課程修了の時期は、博士前期（修士）課程と合わせた在学年数が3年目以降の学年末とする。

### （必要手続）

第4条 在学年限の特例の適用を受けようとする者は、早期修了予定年次の11月14日（日曜・祝日の場合は翌日）までに、帝京大学大学院医療技術学研究科学位（博士）

論文審査要領第10条に定められている必要書類に加え、指導教授による早期学位申請に関する推薦書および研究業績一覧の提出を必要とする。

(資格審査)

第5条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の申請資格は、前条の手続き後、速やかに研究科委員会にて審査し、承認されなければならない。

(決定通知)

第6条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の申請が許可された場合には、速やかに当該申請者に通知し、所定の学位論文審査手続きを行うものとする。

(学位審査)

第7条 帝京大学大学院医療技術学研究科学位運用規程に則り、学位論文審査を行い、学位申請受理日から3ヵ月以内に、研究科委員会で審査の結果を報告しなければならない。ただし、研究科委員会は有資格者の中から、特に優秀であると認められた者に対して早期修了を認めるものとする。

(学位授与)

第8条 学位授与については、原則として修了年度の帝京グループ卒業式で行うこととする。

(学納金)

第9条 早期に修了が決定した場合は、その後の学納金は納付を要しない。

(改正)

第10条 この規程は、医療技術学研究科委員会を経て、理事長の承認を受けて改正することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。

## 帝京大学大学院公衆衛生学研究科博士後期課程学位運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、帝京大学（以下、「本学」という）学位規程に基づき、本学大学院公衆衛生学研究科（以下、「本研究科」という）博士後期課程（以下、「本課程」という）において授与する学位の種類、学位授与の考え方、学位の申請、審査の方法、その他学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本課程において授与する学位は、博士（公衆衛生学）とする。

### (学位授与の目的)

第3条 本課程における学位授与の目的は、本学大学院学則（以下、「学則」という）第5条第11項の教育目的に則り、患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な保健医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するという基本理念を実現するために、変動発展する社会と科学技術に対応し、新規の問題に対して科学的な分析を行い、その結果と解決策を科学的根拠に基づいて提示・実践し、評価できる能力に加えて、そのような成果を達成するために求められるリーダーシップ、マネジメント能力、コミュニケーション能力等を併せ持つ上級管理職・上級指導者を養成することである。

### (学位授与の要件)

第4条 本課程は、前条の目的に沿って、現実の保健医療問題の改善・解決や人々の健康水準の向上を図るという公衆衛生課題に対する具体的な成果を達成し、また、それを達成するための能力（コンピテンシー）を有すると認められた者に学位を授与する。

### (学位の申請資格)

第5条 学位を申請できる者は、以下の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 学位申請日に、本課程の第3年学年に在学している者。
  - (2) 本課程修了の要件として規定する所要の授業科目について、必要とする単位を修得している者（見込みを含む）。
  - (3) 学位論文の作成に対して研究指導教員より必要な研究指導を受けている者。
  - (4) 本研究科の教授3名以上から構成される内部審査会による計画審査（公衆衛生課題の対策に向けた計画（以下、「プロジェクト」という）の審査）によりプロジェクト開始の承認を得、かつ中間審査（プロジェクト開始後の中間成果物の審査）により学位の申請資格があると認められた者。
- 2 本課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者については、単位修得退学後3年以内であれば、前項に則り学位を申請することができる。
  - 3 学則第27条3項により、優れた研究業績をあげた者については、本条第1項第1号の

在学年限に関わらず学位を申請することができる。

(学位の申請)

第6条 学位を申請する者は、学位論文に加えて第10条に規定される学位申請に必要な提出書類一式(以下、「学位申請書類」という)を、学位論文の指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学位申請とは、学位申請書類が、大学事務局に提出された状態をいい、提出が完了した日を学位申請日とする。

(学位論文)

第7条 前条の規定により提出する学位論文とは、プロジェクトの策定ならびにこれについての調査・研究、さらに可能な場合は部分的な対策実施を行い、これら全ての活動の結果をまとめた成果報告書をいう。

2 学位申請者の単独論文でなければならない。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の一部としてプロジェクトの成果に関連する参考論文、さらに学位論文とは別に参考資料を提出させることができる。

(参考論文)

第8条 参考論文は、印刷公表されたものであることを原則とする。ただし、印刷公表されることが確かな場合には、この限りではない。

2 参考論文が掲載される学術定期刊行物はレフェリー制度を備えたものでなければならない。

3 学位申請者が筆頭著者もしくは主要筆者(コレスポンディングオーサー)であること。

(参考資料)

第9条 参考資料は、学位申請者が著作に係わった著述業績のうち、原著の研究論文またはそれに準ずる内容を持ったものを指す。

2 参考資料は、学術定期刊行物等に掲載されたもの、プロジェクトの活動に関する報道により公開された情報、または、プロジェクトやその実施の成果を示した公的な報告書の類などをいう。

(学位申請書類)

第10条 学位を申請する者は、以下の各号の書類を提出し、所定の手数料を納入しなければならない。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 学位論文審査申請書 | 1通               |
| (2) 学位論文      | 5通               |
| (3) 参考論文      | 各5通(該当しない場合は除く。) |
| (4) 参考資料      | 各5通(該当しない場合は除く。) |

- (5) 学位論文要旨 3通
  - (6) 参考論文・参考資料目録 3通
  - (7) 履歴書 1通
  - (8) 写真 1葉
  - (9) 戸籍抄本または個人事項証明書 1通
  - (10) 最終学歴校の卒業証明書 1通
  - (11) 学位論文全文のインターネット公表確認書 1通
  - (12) その他、本研究科委員会が必要と認めたもの
  - (13) 審査料
  - (14) 倫理委員会からの審査結果通知書の写し 1通（該当しない場合は除く。）
- 2 前項の規定により提出した書類および納付した審査料などは、還付しない。
- 3 本条第1項第5号に規定される学位論文要旨は、以下の各号によるものとする。
- (1) 冒頭に論文題名、著者名が、明記されていること。
  - (2) 学位論文の内容を2000字から2500字程度に要約したものであること。
  - (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。
- 4 学位申請者が参考論文や参考資料に該当する業績を持たない場合は、本条第1項第3号、第4号、第6号に規定される書類の提出を要しない。
- 5 本条第1項第7号に規定される履歴書は所定の様式によるものとする。ただし、記載項目のうち学会発表については、一覧表を添付することで代えても良い。
- 6 本条第1項第7号に規定される履歴書に記載する学会発表は、演者全員の氏名、発表題名、発表した学会名称および開催回数、発表年月日を記載するものとする。
- 7 本条第1項第7号に規定される履歴書に記載する学歴、職歴に、休学、休職の期間がある場合には、その期間を明示しなければならない。
- 8 本条第1項第8号に規定される写真は、以下の各号を満たすものとする。
- (1) 縦4cm×横3cmの大きさであること。
  - (2) 証明用写真として不適切な写真は、不可とする。
  - (3) 履歴書の所定欄に貼付すること。
- 9 本条第1項第9号に規定される戸籍抄本または個人事項証明書は、学位申請日の3ヵ月前の日以後に発行されたものであること。
- 10 本条第1項第13号に規定される審査料の金額および納入については、別に定める。

第11条 第5条第2項の申請資格で学位を申請する者については、第10条に規定される提出書類のほか、本課程の単位修得証明書を提出しなければならない。

(学位申請の時期)

第12条 第5条第1項の該当者は、第3学年に在学する年度の4月1日以後随時学位申請を行うことができる。

2 第5条第2項の該当者は、退学日から3年以内に随時学位申請を行うことができる。

- 3 第5条第3項の該当者のうち第1学年もしくは第2学年に在学する者については、当該学年に在学する年度の11月1日以後随時学位申請を行うことができる。

(学位申請の受理)

- 第13条 第6条の規定により学位の申請があったとき、本研究科委員会は、提出書類をもとに、学位申請者の申請資格と手続きの妥当性を確認する。
- 2 第5条第3項の申請資格で学位申請した者については、申請者が本課程在学中に上げた研究業績が、学則第12条第3項に規定される優れた研究業績に該当することを、本研究科委員会によって承認されなければならない。
  - 3 本研究科委員会によって学位申請者の申請資格および手続きに問題ないことが確認された場合、学長は学位申請をすべて受理する。
  - 4 学位申請者が申請資格を満たしていることおよび手続きに不備がないことが確認された本研究科委員会の開催日を、学位申請の受理日とする。

(研究科委員会付託)

- 第14条 学長は、前条の規定により受理することに決定した学位申請について、その審査を本研究科委員会に付託する。

(審査委員会および審査委員)

- 第15条 前条の規定により審査を付託された本研究科委員会は、審査委員会を設ける。
- 2 審査委員会は、3名以上5名以下の委員で構成するものとする。
  - 3 審査委員は、審査する学位論文に関連ある分野を専門領域とする本研究科委員会委員の教授から2名以上、本研究科所属以外の本学教授または他大学の大学院教授（必要に応じて海外提携校の教員を含む）や研究所等の教員または実務家から1名以上を選ぶことを原則とする。
  - 4 本研究科委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本研究科所属の准教授または講師を審査委員会に加えることができる。その場合、教授1名以上を含むものとする。
  - 5 学位論文の研究指導教員は審査委員には含めない。
  - 6 審査委員のうち1名を主査とし、他を副査とする。主査は、委員長として審査委員会を主催する。
  - 7 審査委員は、本学研究科委員会の承認に基づき、学長が任命する。
  - 8 審査委員会は、委員全員の出席がなければ成立しない。

(審査内容と審査期間)

- 第16条 審査委員会は、審査として学位論文の審査および試験を実施する。
- 2 審査委員会は、学位申請の受理日から3ヵ月以内に審査を終了しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、本研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り

延長することができる。

(学位論文の審査)

第17条 学位論文の審査は、学位申請者がその専攻分野において、プロジェクトと具体的な成果をまとめた成果報告書が、学位申請者自らの計画と調査・研究、対策実施に基づいたものであることを確認するとともに、本学が博士（公衆衛生学）の学位を授与するにふさわしい、成果の達成状況や、それを達成するための能力（コンピテンシー）を有することを確認するものである。

- 2 論文審査における口答発表は原則公開することとする。ただし、審査委員以外の者は委員長の許可なく発言することはできない。

(試験)

第18条 審査委員会は、論文審査終了後すみやかに試験を実施するものとする。ただし、論文審査の結果、審査委員会が、学位論文の内容が著しく不良であると認めたときは、試験を行わないことができる。

- 2 試験は、学位論文を中心とし、審査委員全員により原則として口答で行い、必要に応じて筆答にて行う。

(審査委員会の結果報告)

第19条 審査委員会は、論文審査の結果および試験の結果を文書で本研究科委員会に提出する。ただし、第18条第1項ただし書きの規定により、試験を行わなかった場合は、試験に係る報告を要しない。

- 2 提出する書類は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 審査報告書
- (2) 審査委員会の論文審査要旨
- (3) 各審査委員の論文審査要旨

- 3 本条第2項第1号の審査報告書は、以下の各号について報告するものとする。

- (1) 論文審査の判定
- (2) 試験の結果確認された専攻学術の判定
- (3) 学位授与の可否

- 4 本条第3項第1号の論文審査の判定は、可または否のいずれかとする。

- 5 本条第3項第2号の試験の結果確認された専攻学術は、可または否のいずれかとする。

- 6 本条第3項第3号の学位授与の可否は、可または否のいずれかとする。

- 7 主査および副査は、以下の各号の内容または意見を中心とした審査の要旨を文書にまとめ、本条第2項第3号の報告書に記載する。

- (1) 学位論文の大意
- (2) 学位論文の公衆衛生学上の成果
- (3) 前号の成果を達成するための能力（コンピテンシー）

(4) 公衆衛生課題に対する問題解決能力

(5) 試験の結果

8 主査は、審査委員会全体の審査の要旨を文書にまとめ、本条第2項第2号の報告書に記載する。中心となる報告事項は前項の各号に準ずる。

9 審査委員会は、論文審査および試験の成績により学位授与の可否について最終意見を述べる。

(研究科委員会の審議)

第20条 本研究科委員会は、提出された審査委員会からの審査報告書、審査要旨および審査委員会主査の説明に基づいて、審査結果を審議する。ただし、公務または出張もしくは病気などのやむを得ない理由により主査が説明できない場合には、副査が代行するものとする。

2 本研究科委員会は、前項の審議に基づき学位授与の可否を議決するものとする。

3 学位授与の可否の議決は、本研究科委員会委員全員の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成により決定する。ただし、公務または出張、休職中などのやむを得ない理由のため出席することができない委員は委員の数に算入しない。

4 本研究科科長は、本条第2項の議決の結果を、文書で学長に報告しなくてはならない。

(学位の授与)

第21条 学長は、本研究科委員会の審議に基づいて、学位を申請した者に審査の合否を決定し、合格者には学位を授与する。

2 不合格者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨ならびに学位論文全文の公表)

第22条 本学が博士の学位を授与したときは、本学学位規程第16条および第17条に則りその学位論文をインターネットの利用により公表する。

2 施行細則は別に定める。

(学位の名称の使用)

第23条 博士（公衆衛生学）の学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、帝京大学博士（公衆衛生学）とする。

(学位授与の取り消し)

第24条 博士（公衆衛生学）の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は本研究科委員会の議を経て博士（公衆衛生学）の学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 本研究科委員会において前項の議決を行うには、委員会構成員の2分の1以上の出席を必要とし、かつ出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第25条 学位記の再交付は原則として行わない。ただしやむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

- 2 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。
- 3 学位記再交付手数料は、別に定める。

(登録ならびに文部科学大臣への報告)

第26条 本学において博士(公衆衛生学)の学位を授与したとき、学長は、学位簿に登録し、学位を授与した日から3ヵ月以内にその旨を文部科学大臣に報告する。

(学位記)

第27条 学位記の様式は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成28年10月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

## 帝京大学大学院公衆衛生学研究科博士後期課程早期修了に関する運用規程

### (目 的)

第1条 この規程は、帝京大学大学院学則第27条第3項に基づき、大学院公衆衛生学研究科博士後期課程の在学年限の特例に関する取扱いについて定めることを目的とする。

### (適用条件)

第2条 在学年限の特例の適用を受けて博士後期課程を修了すべく学位論文を提出できる者は、次のすべてに該当している場合とする。

- (1) 早期修了予定の学年末に、修了に必要な所定の単位を修得する見込みのある者。
- (2) 研究指導教員から推薦された者。
- (3) 帝京大学大学院公衆衛生学研究科博士後期課程学位運用規程（以下「学位運用規程」という）第7条第1項に関連した業績について、学位申請者が学位運用規程第4条の学位授与の要件（コンピテンシー）を満たし、以下のいずれかに該当する場合。
  - (ア) 学位申請者が単独であるいは中心となり作成した公衆衛生に関連した事業計画書やガイドラインが全国的、国際的な基準として導入された場合。あるいは実際に立法化、政策化、実施された場合。
  - (イ) 学位申請者が単独であるいは中心となり実施したプロジェクトの報告書が国内外で評価の高い専門職団体・学術団体で表彰・受賞を受けた場合。
  - (ウ) 学位申請者が単独であるいは中心となり実施した取組を執筆した論文が公衆衛生領域の学術定期刊行誌に掲載された場合。あるいはこれらの取組が特許として認められた場合。

2 前項第3号の基準に関わらず、公衆衛生学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）が種々の事情を考慮し、特に必要と認めた場合に限り、特例として前項の基準を満たすものとして適用することができる。

### (修了の時期)

第3条 この規程による博士後期課程修了の時期は、修士課程、博士前期課程または専門職学位課程と博士後期課程あわせた在学年数が3年目以降の学年末とする。なお、在学年数については、本学公衆衛生学専門職学位課程以外の在籍期間は個別に審議する。

### (必要手続)

第4条 在学年限の特例の適用を受けようとする者は、第3条で定める早期修了予定年次

の11月14日（日曜・祝日の場合は翌日）までに、学位運用規程第10条に定められている必要書類に加え、研究指導教員による早期学位申請に関する推薦書および研究業績一覧の提出を必要とする。

（資格審査）

第5条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の資格審査は、前条の申請後、速やかに研究科委員会にて個別に審査し、承認されなければならない。

（決定通知）

第6条 在学年限の特例の適用を受けようとする者の申請が許可された場合には、速やかに当該申請者に通知し、所定の学位論文審査手続きを行うものとする。

（学位審査）

第7条 学位運用規程に則り、学位論文審査を行い、学位申請受理日から3ヵ月以内に、研究科委員会で審査の結果を報告しなければならない。

（学位授与）

第8条 学位授与については、原則として修了年度の帝京グループ卒業式で行うこととする。

（学納金）

第9条 早期修了が決定した場合は、その後の学納金は納付を要しない。

（改正）

第10条 この規程は、研究科委員会を経て、理事長の承認を受けて改正することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。